

# 戦間期日本における公立中等学校の「昇格」問題

——とくに女子中等教育機関の設置者変更過程に注目して——

課題番号 15530523

平成15年度～平成17年度

科学研究費補助金 基盤研究(C)

平成18年3月

研究代表者 大谷 奨

(旭川医科大学医学部助教授)

## は し が き

本研究は、「戦間期日本における公立中等学校の『昇格』問題——とくに女子中等教育機関の設置者変更過程に注目して——」という課題名で、平成15年から平成17年までの3ヶ年を期間として採択されたものである。

研究着手当初から、国立公文書館に所蔵されている簿冊を主要な資料として用いることにしていたが、散見した限り市町村立中等学校が道庁府県立に移管された事例は、北海道において顕著に確認された。そのため、事例を道内の中等学校に限って収集することとしたが、中等学校設立や移管過程から指摘できる事項、とりわけ戦間期の中等教育観、公立学校観については全国的な傾向をティピカルに示しているのではないかと考えている。

本報告書は公立公文書館所収の文部省大臣官房総務課記録班分類文書の旧分類文書に収められている「第二教育門を」の中から、「設置廃止（位置変更、改称）に関する許認可文書・中学校・北海道」「設置廃止（位置変更、改称）に関する許認可文書・高等女学校・北海道」をデジタルカメラで撮影した画像データを資料として進めた。その分析もさりながら、このような資料の存在自体を明らかにしていくことも重要ではないかと考える。そのため、本報告書では、主立った学校の整備過程を示す原文を若干の解説を付し、資料として掲載しておいた。

そのため本報告書は、研究目的・計画、研究報告に加え上記資料と、研究過程において成果として発表した業績を補論として収めている。

## 研究組織

研究代表者：大谷 奨（旭川医科大学・医学部・助教授）

（平成15年9月まで摂南大学・国際言語文化学部・助教授）

## 交付決定額

（金額単位：千円）

	直接経費	間接経費	合計
平成15年度	1,200	0	1,200
平成16年度	800	0	800
平成17年度	60	0	60
総計	2,600	0	2,600

## 研究発表

### 学会発表

大谷 奨「昭和初期の北海道における高等女学校の『昇格』問題」（日本教育制度学会第13回大会、2005年11月12日、大阪大学）

### 学会誌等

大谷 奨「学校と設置者－設置費用の負担とその管理」（日本教育制度学会編『教育改革への提言集第4集』2005年、東信堂、116-127頁。本報告書に「Ⅲ補論」として所収。）

# 目 次

はしがき

I	研究の目的	1
II	研究報告	4
	1. 自賄主義の系譜	4
	2. 高等女学校制度の柔軟性	7
	3. 高等女学校「昇格」のパターン	10
	4. 事例の検討——公文書の分析	14
	5. まとめと今後の課題——庁立の意味と戦後への継承	25
III	補論：学校と設置者——設置費用の負担とその管理	30
IV	資料編 「設置廃止（位置変更、改称）に関する許認可文書」(抜粋)	39

# I 研究の目的

## 1. 本研究のねらい

この研究は、国立公文書館に所蔵されている中等学校関係の「設置廃止（位置変更、改称）に関する許認可文書」の分析を通じて、戦前の中等学校、特に市町村など下級自治体立の「義務教育後」教育機関が北海道庁府県立学校へと設置者を変更していく過程を考察し、学校施設の水準、教員資格などの変更認可の条件、変更に要する市町村の財政的負担とその処理方法、そしてこれらを克服していった地域住民の変更動機を明らかにしようとするものである。

研究期間に閲覧、複写が可能であったのはほぼ北海道における町立高等女学校と中学校の事例であった。そのため、本報告ではもっぱら北海道内における町立高等女学校と中学校が北海道庁立（以下、庁立）中等学校へと移管していったケースを考察の対象とする。散見する限り、町立学校を道府県立に移管するケースは道内において顕著に確認されるところである。特に庁立高等女学校は、その前身を単に町立高女に求めることができるのみならず、実科高等女学校（以下、実科高女、とも）、さらには実業補習学校にまで遡ることができるものも多い。これらは現在高等学校として存続しているが、周年記念誌は実科高女の設置、実科から通常（本科）の高等女学校（以下、本科高女、とも）、道庁への設置者変更をそれぞれ「昇格」と表現している場合が多い。

本研究は、このような普通教育機関化、庁（府県）立化を「昇格」と捉える地域住民の動向と関係行政当局とのやりとりについて、許認可文書から分析することで、戦前の中等教育制度の実態に接近しようとするものである。上記簿冊群には、道庁長官から文部省に宛てた設置者変更申請書、町から道庁を通じて提出された町立中等学校設立申請や組織変更申請書、そしてこれらに対する文部省の反応を示す告示等の起案文書が残されており、上記「昇格」を支えるメンタリティをかなりまとまった形で析出できるのではないかと考えるのである。

## 2. 本研究の特色、意義

大正末期に郡制廃止に伴う郡立学校の府県立学校移管の事例は府県において散見されるが、明治末期から郡制が廃止されるまで、郡立中等学校が、府県立中等学校の整備が進まない状況を補完したと評価されている。

しかし北海道の場合、官治制の強い地方自治制度（区制、一二級町制）を布いていたため、道庁による中等学校整備の遅延を補完しようとするれば、区や町がそれを担うしかない。大正中期、北海道庁も中等学校の大々的な新設計画を実行したが、庁立学校の誘致に失敗したり、整備計画の途中頓挫により既定の庁立学校の設立には至らなかった自治体が自前

で中等学校、とくに昭和初期には高等女学校の設立を進め始める。

このような市町村立中等学校はほぼ例外なく地域住民の醸金によって設立されている。これらの学校が庁立へと設置者変更されることを「昇格」と表現することは、住民自らが設立に関与した中等教育機関が道庁立としてオーソライズされたことへの自己賞賛である。

加えて高等女学校の場合、実科、本科という組織の違いがある。本科変更を「昇格」と記述する背景に、実科＝傍系という認識を仮設することは許されるであろう。さらに前史を実業補習学校にまで求めることができる場合もある。そうすると、実業補習学校→実科高女→本科高女→庁立移管というより細分化された「昇格」のステップが構成されることになる。

中等学校の設置者変更や組織変更は、従来、通史の中に単純に位置づけられるのが一般的な傾向であり、各学校史がそれを「昇格」と表現していることには比較的無頓着であった。しかし本研究は、この「昇格」によって道内の各種の公立女子中等教育機関が道庁立高等女学校へと一本化していったことに注目する。この経緯を考察することは、戦間期に各種審議会や世上において中等教育改革論議が盛んであったのにも関わらず、中等教育一元化のための法整備が遅々として進まなかったのに対し、地方では地域住民による「昇格」という手法が実態としての一元化を促していた可能性を明らかにすることにつながる。

また今回の研究では高等女学校の柔軟性にとりわけ注目している。従前高等女学校を検討する際には、男女別学という強固な前提に制縛される嫌いがあったが、本研究ではいったん性別中等教育制度という側面を保留する。これによって、むしろ高等女学校が持っていたフレキシビリティを地域住民が積極的に活用していたということを明瞭に捉えることができると思う。

この研究により、従来検討されてきた中央レベルでの中等教育改革論と、地方における一元化志向やその進展具合とを結びつけることができ、戦前の中等教育一元化の問題を一段と具体的に検討することが可能となる。しかもこれは戦後の中等教育改革との連続性を確認する作業にも寄与できるはずである。例えば中等学校令制定に先駆けて、地方には一元化模索の経験があったと考えれば、新制高校が比較的スムーズに定着するための土壌がすでに地方に整っていた、という見解も成り立つからである。

なお本研究の現代的な意義についても若干言及しておく。地域住民の寄附により庁立中等学校を設立するという方法は、現在の表現に倣えば、民設公営という手法である。公教育の運営主体としてふさわしいセクターはどこか、という問題は、現在チャータースクールや教育機関の公設民営論が盛んに検討されているように、官公から民への運営主体の移動という方向を前提として論議されている。しかしかつてまったく逆の動きがあったことを指摘して、その背景について論じておくことは、官公・民間での主体の移動が何を意味しており、それが円滑に進められるための条件は何か、という公教育機関の設置主体・運営主体の問題をより冷静に論じることに寄与できるのではないかと考えている。

3. 本研究で収集した国立公文書館所蔵文書

表中に○のある文書は、本報告書の「IV 資料編」にその一部の原文を掲載している。

設置廃止（位置変更）に関する許認可文書・中学校・北海道

請求番号	件 名		
文47-3A-1714	北海道第二十冊	岩内中学校設置改称	
文47-3A-1715	北海道第二十二冊	伊達中学校設置改称	
	北海道第二十三冊	富良野中学校設置改称	○
	北海道第二十四冊	本別中学校設置改称	
文47-3A-1716	北海道第二十五冊	砂川中学校設置改称	○
	北海道第二十六冊	池田中学校設置	
文47-3A-1717	北海道第二十八冊	江差中学校設置	

池田と江差が単に「設置」とあるのは、旧学制下では設置者変更されることなく、したがって「北海道庁立」と名称変更するに至らなかったためである。

設置廃止（位置変更）に関する許認可文書・高等女学校・北海道

請求番号	件 名		
文47-3A-1833	北海道第七冊	苫小牧高等女学校設置改称	
	北海道第八冊	名寄高等女学校設置改称	
文47-3A-1835	北海道第十四冊	池田高等女学校設置改称	
文47-3A-1838	北海道第二十四冊	富良野高等女学校設置改称	○
	北海道第二十五冊	江別高等女学校設置改称	○
文47-3A-1839	北海道第二十七冊	稚内高等女学校設置改称	
文47-3A-1840	北海道第二十八冊	余市高等女学校設置改称	
	北海道第二十九冊	岩内高等女学校設置改称	
文47-3A-1842	北海道第三十四冊	江差高等女学校設置改称	○
文47-3A-1843	北海道第三十六冊	北見高等女学校設置改称	
	北海道第三十七冊	浦河高等女学校設置改称	
文47-3A-1844	北海道第三十八冊	八雲高等女学校設置改称	
文47-3A-1848	北海道第五十一冊	砂川高等女学校設置改称	○

## II 研究報告

### 1. 自賄主義の系譜

#### 1-1 自賄主義とは何か

中等学校設立における自賄主義とは、学校開設に要する費用を設立地域からの寄附に求める財源捻出方法を指す。庁立学校でありながら、校地取得や校舎新築の費用を当該市町やその周辺自治体に負担させるというケースは珍しいものではない。むしろ純粋に北海道地方費から支弁して設立された庁立中等学校の方がまれである。

地方議会である北海道会が開設されたのは1901（明治34）年である。この年に地方費支弁で小樽中学校の設立が決まるが、翌年の道会になると庁立上川中学校の設立費用の捻出に窮した議会は、苦渋した末臨時費を地元負担させることを決めている<sup>1)</sup>。またさらにその翌年、1903（明治36）年の道会では、庁立中等学校6校について、農業学校を除き、すべて地元で費用負担させて開設する、という道庁からの諮問案をあっさり認めてしまった。しかも丁寧にも答申は寄附が完納されなければ新設工事に着手しないことまでをも明示してしまったのである<sup>2)</sup>。

以降新設の庁立学校、とりわけ普通教育機関であった中学校と高等女学校開設のための初期費用を地元が担う事態が常態化してしまう。これに対しては道会議員からも反対論がしばしば示され、道会周辺からは庁立学校設立の背後には「地方民の血の涙がある。看板は道庁がくれて一切は地方民にやらしただけである。」と批判されることとなった<sup>3)</sup>。

しかし、明治末年さらに4校の庁立中等学校を地元負担で新設する予算案が道会を通過したこと、その中には道庁府県の重要な責務であった小学校教員養成の機関である師範学校も含まれていたことにより、自賄主義は完全に定着してしまったといえる。

#### 1-2 中等教育拡充五ヶ年計画と自賄主義

大正中期は全国的に中等教育機関の増設が進んだ時期であるが、北海道でも1921（大正10）年の道会で、翌1922（大正11）年から1926（大正15）年までの5年間で、42校の中等学校を新設（詳細は後述）しようという大規模な諮問が示され、道会側はこれを了承した。これらの新設も自賄主義が前提となっていたことはいまでもない。むしろ当局者にとっては、中等学校増設に際しこの自賄主義は有用な費用捻出方法だと認識されていた形跡すらある。この中等学校拡充五ヶ年計画立案の実質的な責任者であった服部教一は後年、以下のように述べている。

入学難緩和の一方法として、従って又入学試験全廃論の第一の前提条件として、学



校数を増加することの必要性は誰も認むる処であらう。然し乍ら学校増設に就いては、世人往々その経費の故を以て反対したり、又日本は貧乏なるが故に出来ない相談であると一蹴し去る傾があるが、之は明かな見当違ひであり早合点であると思ふ。私の多年の経験に依れば能はざるに非ず為さざるなりと強く主張せざるを得ない。…(中略)…学校は寄附金に依つても之を建設する方法があるのである。私が嘗て広島県内務部長の時に三つの中等学校を寄附金に依つて建て、又北海道内務部長の時にも中等学校の大増設を断行し、四年計画にて合計四十二校の中等学校(中学校女学校師範学校農工商の各実業学校)を寄附金に依つて増設した。此の時は先づ道会に諮問してその必要なる校数を定め、校舎はその地方の寄附金に依つて建築し、その建築した校舎の寄附を道庁で受けることにした。その際には一年にて十数万円の金を寄附し独力にて中学校を建設した者が二人も表れてきたし、又到る処数千円数万円の金を寄附した者も幾十人となく出てきて、四年間の短月日に於て各地方に中等学校の新設を実現せしむることが出来たのである。学校の建築に要する臨時費は斯の如く寄附に依つてでも出来るのである。<sup>4)</sup>

服部はこのように自賄主義を画期的な方法であると自賛している。同時にこの記述から自賄主義は道内以外の他府県でも採用されていたことも理解される。

しかし服部の叙述は少し正確さを欠いている。実際には1924(大正13)年以降の計画は戦後不況のため町村財政が疲弊し寄附金が容易に集まらなかったこと、また北海道地方費財政も開校後の経常費負担に耐えられそうもなくなったことなどを理由に白紙に戻されている。計画リストにあったすべての中等学校が順調に設立されていったわけはなかった。

またそもそもこの五ヶ年計画策定の折には道内各地で激しい争奪戦が展開され、42校の選に漏れた地域も少なくなかった。計画が頓挫した地域、またそもそも計画から漏れた地域はその後どのように対応したのであろうか。

### 1-3 自賄主義の応用としての設置者変更

昭和期の道内公立中学校や高等女学校の新設状況を見ると、ある典型例に気づく。それは町や村といった当時の下級自治体による中等学校の設立が頻繁になること、そしてそのような学校のいくつかは数年後に費用負担者を北海道地方費に変更していることである。つまり、学校設置者が町から道へ移管されているのである。

さらに女子教育の場合、移管される前の町立高女はその前身を、実科高女さらには実業補習学校にまで求めることができる事例が多い。学校史や市町村史は、このような女子教育機関が段階的に普通教育機関化しながら道庁に移管してゆく過程を、「昇格」と表現する。それほどまで、庁立学校の設立や獲得は地域にとって重要であったことが理解される。

ところで、このような設置者変更は先述の自賄主義の文脈の中にどのように位置付くで

あろうか。もし、町立中等学校の設立の目的が、それ自体にあるのではなく、それを道に移管して庁立学校を獲得するための手段であると考えれば、完成した中等学校を道庁に寄附する、という点で一つの自賄主義であると見なすことができる。

大正期までの庁立学校設立方法は、地元から拠出された寄附金で道庁が学校を建設して完成させる、というシンプルな流れであった。この方式のもと、かつて道庁は、設立地方からの複数年にまたがる寄附願いを受け入れて先行的に校舎建築に着手したものの、翌年以降約束通りの金額が完納されなかった、という経験を持っている。結局空手形を切られた形となり未納金は地方費で補填された。

しかし町立学校の移管という形で学校の寄附を受け入れることにすれば、学校の施設設備やスタッフを一定水準以上にしなければ庁立への移管はない、という強い選択肢を道庁は持つことになる。このように寄附条件を調整することで、道庁は補充投資をすることなく完成度の高い庁立学校を入手することができる。その点で、この設置者移管はより「洗練された」自賄主義である、と言えよう。本研究報告は、町立学校の設置とその「昇格」過程を、そのような自賄主義の応用として捉えることとしたい。

#### 註

- 1) 例えば次のような発言が残されている。「此ノ地方財政ノ困難ナル今日上川ニ在テハ〔上川中一筆者註〕学校敷地ノ寄附位ハ当然負ハザルベカラサルモノナリ」(入山裕治郎の発言。『第二回北海道会議案第十乃至第十四号調査委員会筆記録』第2号(1902年11月9日))。
- 2) 答申案は、次のようなものであった。

本諮問ハ左ノ条件ノ下ニ諮問ノ通り可トス…

  - 一 岩見沢農業学校設立ニ関シテハ特ニ多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ建築費ノ二分ノ一ヲ地方費支弁トシ其他ハ寄附ニ依ルコト…
  - 一 其他ハ敷地校舎共寄附ニ依ルコト
  - 一 各校其何レモ其寄附ノ完全ニ成立シタル後ニアラサレハ着手セサルコト…

『第五回北海道会議事速記録』第10号(1905年11月29日)
- 3) 上島彦蔵『道政七十年』(報文社出版部 1941年 62-63頁)。
- 4) 服部教一「日本教育の改革(二)」(『教育時論』1497号 1927年1月 8-9頁)。

## 2. 高等女学校制度の柔軟性

### 2-1 実科高等女学校制度の新設

1910（明治43）年、高等女学校令が改正され、実科高等女学校が制度化された。これは同年の高等教育会議に諮られた、技芸専修科を改め家政科のみの高等女学校を設置するという改革案が修正されたものである。これに対応し同施行規則も改正された。

後述するようにこの施行規則は実科高女のカリキュラムを定めたものであるが、あわせて注目されるのは、第40条の2として「実科高等女学校ハ高等小学校ニ併設スルコトヲ得」と定めたことである。単独校舎を必ずしも必要としない、としたことで実科高女の設立が財政的に容易となる。これについて高等女学校令改正に関する文部省訓令は、

女子ノ教育ハ特ニ学校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ訓育ノ効果ヲ完ウシ得ヘキモノニシテ女子ヲシテ就学ノ為遠ク父母ノ膝下ヲ離レシムルカ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル所ナリトス是従来ノ高等女学校ノ外ニ一般公共団体ヲシテ単独ニ実科高等女学校ヲ設置シ又ハ之ヲ高等小学校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其ノ地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ヲ得シメ学校ト家庭トヲ密接ナラシメン

と説明している。この訓令からも、また府県には実科高女の設置義務を免除していたことから、市町村が公立実科高女の設置者として想定されていたことは明らかであろう。

では、本科高等女学校と実科高等女学校の教育課程上の相違はどうだったであろうか。次ページは本科高女と実科高女のカリキュラムである。

発足当初の実科高女の教育課程上の特色は、裁縫の時間数の多さである。総授業時間数140時間のうち64時間、つまり45パーセント以上、ほぼ半分が裁縫で占められていた。逆に、本科高女を特徴付けるものは、外国語の存在であろう。これをはじめとするアカデミック科目を本科高女が重視していたのに対し、発足当初の実科高女はまさしく上記の訓令がいうように「家政ニ関スル学科目ヲ修メントスル者ニ対シテ」「其ノ学科目ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置」いた学校であった。

### 2-2 実科高女の変容

しかし大正期の二度の改正を経ると、実科高女における裁縫の比率は徐々に低くなり、1920（大正9）年には112時間中32時間、比率にして3割を下回るようになる。それに代わって、数学といったメジャー教科の時間数が徐々に増加していった。また表では明らかにされないが、実科高女では一週6時間程度は加設教科、選択教科を設定することが可能となっており、そこに例えば外国語を入れたり、アカデミック科目を開設したりすること

表 高等女学校・実科高等女学校の学科目表 (単位は1週あたりの時間数)

高等女学校 (1908年)

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	2	2	8
国語	6	6	5	5	22
外国語	3	3	3	3	12
歴史地理	3	3	2	3	11
数学	2	2	2	2	8
理科	2	2	2	1	7
図画	1	1	1	1	4
家事			2	2	4
裁縫	4	4	4	4	16
音楽	2	2	2	2	8
体操	3	3	3	3	12
計	28	28	28	28	112

実科高等女学校 (1910年)

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	1	1	6
国語	6	6	6	6	24
歴史	2	2			4
数学	2	2	2	2	8
理科及家事	2	2	3	3	10
裁縫	14	14	18	18	64
図画	1	1	0	0	2
唱歌	2	2	0	0	4
実業	0	0	3	3	6
体操	3	3	3	3	12
計	34	34	36	36	140

高等女学校 (1915年)

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	2	2	8
国語	6	6	5	5	22
外国語	3	3	3	3	12
歴史地理	3	3	2	3	11
数学	2	2	2	2	8
理科	2	2	2	1	7
図画	1	1	1	1	4
家事			3	3	6
裁縫	4	4	6	6	20
音楽	2	2	1	1	6
体操	3	3	3	3	12
計	28	28	30	30	116

実科高等女学校 (1915年)

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	2	2	8
国語	6	6	5	5	22
歴史地理	3	3			6
数学	2	2	2	2	8
理科及家事	2	2	3	3	10
裁縫	12	12	14	14	52
図画	1	1	1	1	4
唱歌	1	1	1	1	4
実業	0	0	3	3	6
体操	3	3	3	3	12
計	32	32	34	34	132

高等女学校（1920年）

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	1	1	6
国語	6	6	5	5	22
外国語	3	3	3	3	12
歴史地理	3	3	2	2	10
数学	2	2	3	3	10
理科	2	2	3	3	10
図画	1	1	1	0	3
家事			2	4	6
裁縫	4	4	4	4	16
音楽	2	2	1	0	5
体操	3	3	3	3	12
計	28	28	28	28	112

実科高等女学校（1920年）

	1年	2年	3年	4年	計
修身	2	2	1	1	6
国語	6	6	5	5	22
歴史地理	2	2	2		6
数学	2	2	2	3	9
理科及家事	3	3	3	4	13
裁縫	8	8	8	8	32
図画	1	1	1	0	3
唱歌	1	1	1	0	3
実業	0	0	2	4	6
体操	3	3	3	3	12
計	28	28	28	28	112

で、実科高女は本科高女に近いカリキュラムを編成することも可能であった。

つまり、もともと各種学校や実業補習学校レベルでの家政実業教育を正規の高等女学校制度の中に位置づけることを目的としていた実科高女は、数次の改正により本科に準ずる教育も可能な女子高等教育機関に変わっていったと言えよう。見方を変えると、実業補習学校、各種学校を土台に本科高等女学校を設立しようとした場合、この実科高等女学校は都合の良い「踏み台」として用いることができる、ということである。

このようなカリキュラムの柔軟性に加え、実科高女制度は人的スタッフの調達においても便宜が図られていた。1910年改正の高等女学校令施行規則は、学級編制について「学級八同学年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編成スヘシ但シ実科ニ在リテハ此ノ限ニアラス」としており（第28条）、複数学年を1学級として編制することが可能であった。学級数は教員数や専任教員数に直結するので、この結果比較的少ないスタッフでも実科高女の教員組織を構成することが可能となっていた（この特例は1920（大正9）年にいったん削除されるが、翌々年には高等女学校全体に対する特例として復活する）。

そして何よりも実科高女が高等小学校に併設することが可能、としている措置は設立に要する初期費用を大幅に軽減するように機能したはずである。

本報告が対象とする昭和期には、実科高女と本科高女の違いは、カリキュラム（およびその背後にある教育目的）よりも、むしろ単独校舎を持っているか、必要な専任教員数を確保しているか、という施設設備の問題として捉えることが可能となっていた。極言してしまえば、本科高女を設立するか、実科高女を設立するかは設置者の財政能力の問題として考えることができるようになっていたのである。

### 3. 高等女学校「昇格」のパターン

#### 3-1 前提としての大正期拡充計画

1-2で述べたように、1921（大正10）年の北海道会で、中等学校42校を5年計画で増設する計画が定められた。その内訳は以下の通りである。

年度	中学校	高等女学校	農業学校	工業学校	商業学校	実業学校	師範学校	計
1922年	岩見沢 名寄 倶知安 網走 野付牛（北見）	網走	帯広	函館			旭川 釧路	10
1923年	八雲 帯広 稚内	岩内 根室	永山（旭川）	苫小牧				7
1924年	余市 江別 留萌 小樽	岩見沢 七飯			室蘭			7
1925年	紋別郡	深川 名寄 帯広	大野（北斗）	旭川	札幌 釧路	釧路管内 江差	札幌（女子）	11
1926年	富良野 函館	倶知安	伊達	美唄		当別 浦河管内		7
計	15	9	4	4	3	4	3	42

中等教育拡充の動きは、この時期政友会が高等教育機関を大增設したことと連動し、当時、全国的に見られる傾向である。先述のように、これらの学校はすべて地元の寄附によって建設されることになっていたが、答申可決直後から戦後不況の折、自治体、北海道地方費費ともに財政難に陥り、市町村は寄付金の収集に難渋し、またたとえ寄付金が完納されたとしても今度はこれを維持経営する道庁の財政能力が疑問視されるようになった。

結局1922、23年の計画こそ数校を除きその実現を見たが、関東大震災の余波も加わり、以降の計画は白紙とされることになった。道会でのやりとりについては『北海道議会史』が以下のように伝えている。

寿原議員 …(中略)…四十二校の中等学校増設計画は大正十一、十二年度の二箇年

において十七校のうち十五校まで予定通りに開校せられたということは、本道教育界のためにわれわれは慶祝やまない次第である。しかるに過般の関東大震災の余波はついにこの本道の教育方針にも累を及ぼし、このころ巷間伝うところによると、新長官はこの機会において既定計画を打切る、若しくは延期して、さらに明年度において十分に調査研究した上に新たな計画を樹てるかを決定したい、それまで十三年度の予定は遺憾ながら見合わすという意見を持たれると聞くが実に遺憾に思う。…(中略)…

土岐長官 教育の必要なことは今さら申し上げるまでもないし、また地方において中等学校の設置を希望するということも、これは畢竟向学心の向上であつてまことに喜ぶべき現象で、われわれも大いにその熱情を諒とするところである。それで従来の四十二校計画というものはあながちぼう大であるとか、過大であるとか速断するものではない。しかしながらなおよく考える余地があろうと思う。第一費用の点であるが、仮に建築費はこれを寄附にまつとしても、年々増加して行く経常費を如何にするか、これは本道の今日の地方費の状況から申すと負担し切れない。先へ行くほど行き詰まるということは目に見えているのである。…(後略) …<sup>1)</sup>

結局1924(大正13)年度に新設が予定されていた学校のうち、庁立としては岩見沢高等女学校のみが開校し、余市と留萌の中学校はその翌年いったん町立として開校し、その後庁立に移管されている。それ以外と1925年度以降の計画はまったく白紙に戻された。

ただ、大野(現北斗市)農業学校、旭川と美唄の庁立工業学校は1941(昭和16)年の戦時下体制の中で実現している。したがって、この計画は完全に霧散したのではなく、青写真としてかなり後年まで影響を与えるものであった。

また、この計画リストのうち、例えば1924年度に中学校設置予定だった江別、翌年実業学校設置予定だった江差、さらに翌々年に中学校開設予定の富良野などでは、計画頓挫後、昭和に入りある共通したパターンを経て校種を変更し高等女学校を獲得している。それが実科高等女学校から本科への組織変更を経て、北海道庁への設置者移管に至る一連の流れである。これを学校史は「昇格」と表現しているが、実際の「昇格」過程を確認してみよう。

### 3-2 「昇格」過程

次ページの表は実科高等女学校が本科へ組織変更され、庁立化されるまでの経過を示したものである。苫小牧高女をやや例外として考えると、大半の場合本科変更から庁立化までの間隔が極めて短期間であることが理解される。逆に言えば、本科変更成功すれば道庁移管へのめどはほとんど立ったと言えたのであろう。それに対して実科設置から本科変

	苫小牧高女	富良野高女	江別高女	池田高女	稚内高女	岩内高女	江差高女	余市高女	
1922年	実科設置							実科設置	
1923年									
1924年	本科へ変更								
1925年									
1926年	庁立化	実科設置			実科設置	実科設置			
1927年									
1928年									
1929年			実科設置	実科設置					
1930年									
1931年		本科へ変更	本科へ変更						
1932年	本科へ変更								
1933年	庁立化	庁立化	庁立化	本科へ変更	本科へ変更	実科設置			
1934年				庁立化	庁立化				
1935年									
1936年									
1937年								本科変更庁立化	
1938年									
1939年								本科へ変更	
1940年									
1941年								庁立化	

更までの所要期間は極めてまちまちである。先述のように、実科高女と本科高女の決定的な違いは、単独校舎が必要か否かである。つまり実科から本科までの所要期間の差は、単独校舎を設置できるかというそれぞれの町の財政能力の差ということになる。

このように変遷が各地で共通しているということは、とにかく高等小学校に併設可能な実科高等女学校を経営しながら、独立校舎建設費の資金調達を併行し、独立校舎が竣工すれば直ちに本科高等女学校に組織変更する。その上でこれを北海道庁に寄附する、という一連の手続きが各地で共有されていた可能性を示している。これは、庁立中等学校を地元を獲得するための方策の共有と言い換えてもよいであろう。

このように判断できるのは、実科高等女学校を設立する際の申請理由が本科変更申請時にはたちまち覆されていること、町立高等女学校の経営見込みの調書では健全を強調しておきながら庁立移管の際に突然町財政の逼迫を訴えていること、など当初の理由を後になって簡単に翻している事例が、国立公文書館に残されている許認可文書からは極めて容易に取り出すことができるためである。



そこで次に、事例分析的に実際の許認可文書を考察してみることにしよう。また、町立学校を庁立化していく、という高等女学校の経験は、その後中学校に転用されるようになる。この経緯も事例としてあわせて取り上げておく。

註

- 1) 北海道議会事務局『北海道議会史第二巻』(1955年、894-895頁)。

## 4. 事例の検討——公文書の分析

### 4-1 高等女学校

#### 4-1-1 実科高等女学校の設立動機——建前論の考察

次項で明らかにするように、実科高等女学校を設立しても、独立校舎の建設が完了すれば町はすかさず本科高女への組織変更を図り、その際実科高女を否定する形で本科変更を理由付けようとする。したがってまず本項で見ると実科高女の設立理由はかなり建前であることを意識して分析する必要がある。

例えば富良野町は、実科高女設置の理由を以下のように説明している。

本町ハ尋常高等小学校一、尋常小学校セツ有シ内下富良野市街地ハ戸数千百三十六戸人口五千九百九十八人ニシテ年々尋常小学校ヲ卒業スルモノ女子約百三四十名ニ上リ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦多数アリト雖本町其施設ナク概ネ遠隔都市ニアルヲ以テ上流資産家ニアラサル限り多大ノ学資ヲ供給シ得サルハ勿論多数入学希望者アル干係上入学ヲ拒否セラルル等殊ニ女子ヲシテ父母ノ膝下ヲ離レ遠ク笈ヲ負フハ寒心ニ堪ヘザル所ナリ故ニ本町ハ大ニ女子教育機関ノ必要ノ必要ヲ感シ大正九年以来女子実業補習学校ヲ設置シ現在ニ継続シツツアリテ相当多額ノ経費ヲ投セル割合ニ其ノ成績ノ挙ラサルハ実ニ補習学校ノ名目及教科程度ノ高等普通教育ニアラサルニ歸スヘクスケテハ其効果ヲ永遠ニ認メ得ラレサルヲ以テ本町ハ町勢ノ発展ト時代ノ進歩ニ順応シ茲ニ実科高等女学校ヲ併設シテ女子教育ノ振興ヲ企図シ一面他ノ都市ニ憧憬スル子女ヲ收容シテ家庭的ニ経済的ニ普遍的ニ実科ト学科トヲ兼備セル高等普通教育ヲ施サント然シテ之カ認可ノ曉ハ独り本町ノミナラス上富良野町落合間及芦別本町間ノ各村落ハ汽車便ニヨリ通学シ得テ頗ル幸福ノ事ナリトス

「実科高等女学校併設ニ関スル調書」(1-1)

富良野は1920(大正9)年に義務教育後教育機関として女子実業補習学校を設置していた。しかし所詮「補習学校」であり、したがって正規の「高等普通教育機関」である実科高女を設立するのだという論理展開となっている。またこの時期に高等女学校の教育を受けようとするならば、最寄りでも旭川高等女学校に行かなければならず、通学はまず不可能であった。そのため学資の問題もさりながら、「女子ヲシテ父母ノ膝下ヲ離レ遠ク笈ヲ負フハ寒心ニ堪ヘザル所」を強調しておくことは、認可に際し有利に働くかも知れない。

なお、この調書では「家庭的ニ経済的ニ普遍的ニ実科ト学科トヲ兼備セル高等普通教育」として、実科高等女学校が汎用性の高い教育機関である、と認識しようとしている点にも注意しておきたい。

他の事例でもおおよそ同じ傾向である。江別町の設立理由は以下の通りである。

年々尋常小学校ヲ卒業スルモノ女子約二百二十余名ニ上リ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦タ多数ナリ然レドモ本町ニ其ノ施設ナク札幌市又ハ遠隔都市ニ寄宿又ハ汽車通学ニヨリ在学中ノ者百余名ヲ算スルモ多大ノ学資ヲ要シ中産階級以下ニ於テハ負担甚タ困難ナルノミナラス近時一般都市ニ於ケル入学希望者著シク増加シ従テ定員ノ関係上入学ヲ拒否セラルルモノ亦少シトセス一面世相ハ女子ヲシテ家庭ヲ離レ若クハ遠ク汽車通学ニヨリ勉学セシムルハ家庭ノ憂慮甚大ナルモノアリ故二本町ハ大正九年是等情勢ニ鑑ミ女子実業補習学校ヲ小学校ニ附設シ爾来今日マテ繼續シ相当多額ノ経費ヲ投シ努力ヲ加ヘツツアルト雖モ一般ノ情勢ハ補習教育ヲ以テ到底満足スベクモアラス高等普通教育ヲ要望スルヤ切ナルモノアリ

「実科高等女学校併設ニ関スル調書」(2-1)

富良野と同様、江別でも実業補習学校が開設されていたが、「一般ノ情勢ハ補習教育ヲ以テ到底満足スベクモアラス高等普通教育ヲ要望」するという状況が語られる。江別の場合中等教育機関が潤沢な札幌に近接しているが、「都市ニ於ケル入学希望者著シク増加シ従テ定員ノ関係上入学ヲ許否セラルル」ことも自前の中中等教育機関設立の有力な根拠としている。

次の江差町もまた同様であった。

当町ニ於テハ昭和五年度ヨリ高等小学校卒業生及同等資格者ヲ入学セシムベキ実業補習学校規程ニ依ル実科女学校ヲ設立セルモ近年著シク児童ハ勿論父兄ニ於テモ向学ノ念強ク為メニ高等女学校令ニ依ル学校ノ入学志望者多数アルモ父兄ハ子女監督上都会ニ遊学セシムルヲ好マス為メニ昭和六年度ノ如キハ未タ曾テ無キ多数ノ入学者アリト雖檜山支庁管内ニ於ケル小学校卒業女子千六百四十三人ニ対シ高等女学校入学者僅カニ四十二名ノ少数ニ過キザル状態ニ有之依テ当町民ハ勿論附近町村等一般ノ希望ヲ満たサシムル関係上現在ノ実科女学校(実業補習学校令ニ依ルモノ)ヲ廃止スルト同時ニ高等女学校令ニ依ル実科高等女学校ヲ設置シ層一層女子ニ対スル徳性ヲ涵養シ家政実科ニ関スル智識技能ヲ授ケントス

「設置ノ理由」(3-1)

実業補習学校を設置したものの、これは次善の処置であり、正規の女子高等教育機関を求める声は高かったようである。

共通しているのは、実業補習学校よりも実科高等女学校の方が相対的にまだ正系に近い普通教育機関である、という認識である。同時に、富良野が「実科ト学科トヲ兼備」している点、江差が「一層女子ニ対スル徳性ヲ涵養シ家政実科ニ関スル智識技能ヲ授ケ」ることを目的として強調するなど、実科高女の設立が実業教育を侵害しないことにも言及していることが注目される。

しかしその一方で実科高女設立の時点からすでに本科高女への組織変更を射程においた動きが見られる。例えば江差実科高等女学校は開設当初から学科目表に英語を加設科目として組み込んでいた。その理由について江差町は「該校ハ檜山支庁管内唯一ノ女子中等学校ニ有之卒業後地方中堅婦人トシテ樹ツベキ教養上是非共外国語（英語）ヲ随意科目トシテ加設致度」（加設科目認可申請）と慎重な言い回しで許可を求め、道庁も「外国語（英語）ヲ随意科目トシテ加設」することについて、「希望者ニ対シ極メテ簡易ナル日常英語ヲ課スルハ相当効果アルコトト被認」る（「江差実科高等女学校ニ外国語加設ニ関スル件」（3-2））と副申しており協力的であった。本科高女のカリキュラムを意識した措置であり、組織変更の布石であった可能性も考えられる。

さらにははっきりと実科開設時点からすでに本科高女への組織変更を見込んでいたことをうかがわせる文書が残されている。

後年江別町が町立実科高女を本科に組織変更する申請を行った際、北海道庁が添えた「江別実科高等女学校組織変更ニ関スル意見書」には今までの経緯が以下のように記されている。

江別町ハ大正十年其ノ地ニ中学校ヲ設置スヘク画策スル所アリシカ男子ハ比較的附近都市タル札幌又ハ岩見沢町ニ通学容易ナルモ女子ハ之ニ反スルモノアルヲ以テ遂ニ中学校設置計画ヲ止メ高等女学校ヲ以テ之ニ代フルコトトシ昭和四年度ヨリ実科高等女学校ヲ設置シ適當ノ時期ニ於テ高等女学校ニ組織ヲ変更セントシ昭和五、六兩年度ニ於テ校地五千十六坪ヲ選定シ且ツ八百八十三坪五合ノ木造ニ階建校舎ヲ新築シタルヲ以テ茲ニ当初目的ニ向フテ進マントスルモノナルモ事実ニ於テ実科高等女学校入学者ハ漸減ノ状態ニアリ申請ノ通組織変更スルヲ以テ適當ノ措置ナリト認ム

「江別実科高等女学校ヲ高等女学校ニ組織変更方申請ニ付副申」（2-5）

実は江別は大正期の中等学校拡充計画で、地元中学校を誘致することを考えていたが、これを断念して高等女学校を開設したこと、そして実科高女開設は暫定的措置であったことが明瞭に示されている。

したがって最初に述べたように、実科高女設立の際に申請書に記されている動機は、建前であり、その表現から別な理由を読み取ることができるのである。すなわち、実業補習学校ではない正規の女子中等教育学校が欲しい、しかし独立校舎を設立するには財政的に時間がかかる、そこでまず小学校に併設できる実科高等女学校を設立しておく、というのが実際のところであろう。したがって併設実科高女の設立が認可されると、町は次に独立校舎の建設に力を傾けることになる。

#### 4-1-2 独立校舎の設立

町は義務教育機関としての小学校の経営という単独事業を抱えている。中等教育機関の開設条件としてその小学校経営を圧迫しないことが強く求められていた。したがって高等女学校独立校舎の設立にはどこの町も難渋している。財源は、主として町債と町民や町内企業からの寄附金であった。国立公文書館文書には寄附者やその金額のリストが残されているものもあるが、本報告では整理するには至らなかった。

ここでは比較的早期に独立校舎建築に至った江別の例を取り上げてみる。地方財政逼迫の折にも関わらず、江別町は小学校への実科高女併設が認められた直後から独立校舎建築に着手している。その費用8万円余りの財源について文部省から照会(2-3)をうけた江別町はその内訳を下記のように示している。

##### 内訳

金一万三千二百七十九円 一般町費並ニ指定寄附金  
金三万二千元 中等学校設置積立金繰入  
金三万五千元 基本財産運用繰入  
計金八万二千二百七十九円

##### 説明

- 一、町費並ニ寄附金一三、二七九円中指定寄附金ハ敷地買収並ニ設備費ニ対シ現金又ハ備品ヲ以テ寄附ヲ受クル見込ニシテ総額九、〇一二円ヲ予定セルモノトス内既ニ敷地買収ニ対シ六、〇一二円ノ寄附収入ヲ見残額三、〇〇〇円ハ校舎新築施行ニ伴ヒ富士製紙株式会社其ノ他ノ法人並ニ個人ニヨリ設備費ニ対シ寄附ヲ受クル見込ニシテ収入確實ナルモノトス  
次ニ一般町費四、〇〇〇円ハ昭和三年度以降繰越金剰余額ヲ充当ノ見込ナリ然ルニ昭和三年度決算ノ結果五、〇〇〇円余ノ繰越金増加ヲ見タルヲ以テ既ニ之カ財源ヲ得タルモノトス
- 二、中等学校設置積立金繰入三二、〇〇〇円ハ本町中等学校設置ノ目的ヲ以テ大正十三年度以来積立金ヲ設ケ現在三四、〇〇〇円余ヲ定期預金トシテ積立中ナルヲ以テ本財源トシテ三二、〇〇〇円ヲ繰入充当スルモノトス
- 三、基本財産運用繰入三五、〇〇〇円ハ現在本町基本財産銀行預金四二、六八三元ノ内ヨリ之ヲ運用充当スルモノニシテ起債ニ準ズベキ性質ナルモ本町ハ自給自補ノ主義ニヨリ将来負担トナルベキ町債等更ニ有セズ支消ノ翌年ヨリ十ヶ年ヲ以テ補填シ得ルモノトス

「財源調書」(2-4)

一は主として寄附金である。三は基本財産を取り崩し、その後補填するとしていること

から実質的には起債と同じ効果を持つ。注目すべきは、二の中等学校設置積立金の存在である。前節でも述べたが、江別町はもともと中学校誘致を目指していた。当然自賄主義は踏襲されているため、庁立学校を呼び込むためには設置費用の負担が必要となる。そのため、町は積立金の形で設置費用をプールしており、それを高等女学校校舎設置費に流用することが可能だったのである。

このように当初から財源が整っていたため、江別の場合は実科高女併設から独立校舎開設するまで、すなわち本科組織変更までの所要時間が極めて短い。しかし実際には江別のようなケースがむしろまれといえる。逆に、独立校舎設立費用の捻出が困難な場合、それだけ実科高女にとどまっている期間が長くなる。本報告では分析できなかったが、北海道内ではいくつかの実科高等女学校が本科変更できずに終戦を迎えている。

#### 4-1-3 組織変更の動機——なぜ本科高女なのか

さてどの地域も独立校舎が設置されればほぼ二年以内に本科への組織変更が図られている。その本科へ変更する理由は何であったのかを確認してみる。以下の池田高等女学校の本科変更理由文書が典型的と言える。

- 一、本校開設以来当地地方民ノ女子教育ニ対スル向学心益々高潮シ一般女子トシテ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ愈々多キヲ加ヘ従来ノ実科ノミヲ以テ満足スルニ至ラザリシコト
  - 一、一般ニ実科ノ名称ヲ喜ハサルタメ当町ニ女子教育機関アルニカカハラス尚ホ他地方ニ赴ク者相当多数ニ上リタメニ入学生ヲ得ルコト困難ナルコト
  - 一、実科高等女学校ニテハ在学中転校ノ場合他ノ諸学校トノ連絡不便ナルコト
  - 一、実科高等女学校ニテハ卒業後小学校教員其他各方面ヘノ就職希望ノ場合不便曰曰サルコト
  - 一、実科高等女学校ヨリ上級学校ニ志願ノ場合高等女学校ニ比シ特典ニ相違アルコト
- 「本科変更理由」(資料編未所収)

池田町も江別と同じく1929(昭和4)年に実科高女を開設し、そのわずか二年後に本科変更を申し出ている。そのような短期間で「向学心益々高潮」、「従来ノ実科ノミヲ以テ満足スルニ至ラ」ず、と判断するにはいささか早計であろう。むしろ「実科ノ名称ヲ喜ハサルタメ」「入学生ヲ得ルコト困難」というところが本音であろう。

このように実科が不人気で生徒募集がままならないことはほとんどの申請が訴えている。「一般実科ノ名称ヲ喜ハサルノ傾向漸次濃厚トナリ」「入学生募集上相当困難」(富良野、1-4)、「経営上多大ノ努力ヲ払ヒタルモ入学者之ニ伴ハサルハ」「実科ノ名称ヲ喜ハサル立証ニシテ生徒募集上頗ル困難」(江別、2-5)、後年の江差に至っても「経営上多大ノ努力ヲ

払ヒタルモ入学者之ニ伴ハザルハ」「明ニ実科ノ名称ヲ喜バザルモノト認メラレ生徒募集上困難」(3-4)としている。

学校が違って、本科への変更理由はほぼ共通していた。しかし、実科が敬遠されることは最初から予想できなかったのであろうか。江差に至っては、数々の前例があるにもかかわらず、まったく同じ轍を進んでいるのである。また池田町はこのわずか二年前に「時勢ニ順応セル実科ヲ主トシタル女子中等教育機関設置ノ緊要」性を強く訴えて実科高女を開設しているのである(「池田実科高等女学校設置理由書」、資料編未所収)。その見通しの甘さが批判されて然るべきであるところ、かえって道庁は副申で組織変更にも力添えし、文部省も施設設備の整備を条件に比較的あっさりとして認可している。

実科開設が目的ではなく、手段であったとする本報告の見解はここから導き出される。実科は本科高女を設立するための一つのステップであった。設置者である町は、いきなり本科を設立することが財政的に困難であったので、独立校舎が不要な実科高女制度の柔軟性に着目したのであり、道庁や文部省もそれをあえて止めることをしなかった。

なお、本科変更の理由として、実科高女の校数が少なく転校の際に不便であること、上級学校との接続関係が本科に比べ実科は都合がよくないこと、といった実科の不便さについても、ほとんどの申請が共通して指摘しているところである。組織変更によって、このディスアドバンテージが克服されると考えられていたならば、実科から本科への組織変更を「昇格」と捉えるメンタリティは一応理解できる。

#### 4-1-4 設置者変更——自賄主義の応用態

しかし本科への組織変更が最終目的ではなかったようである。今まで検討対象としてきた町立高等女学校は、自らは決して「町立」と名乗ることはせず、例えば「富良野高等女学校」と単に学校名には地名だけを添えている。しかし道庁に寄附を済ませ、設置者移管に成功するととたんにこの校名に「北海道庁立」が冠される。そして学校史や町史はこれを「昇格」と呼ぶのである。最終目的はこの設置者変更であった。

道庁に寄附する動機としてまず語られるのは、町の財政難である。たとえば名寄高等女学校は「町民ノ熱情ハ遂ニ之ヲ駆テ兎ニ角多大ノ犠牲ヲ忍ヒ町経営ヲ以テ」高等女学校を設立したが、「本町ノ如キ微力ナル自治体ニ於テ該校ヲ永ク維持経営スルコトハ到底其ノ資力ノ耐ユル所ニアラス」として道庁への移管を申し出ている(1928(昭和3)年9月。「寄附願」資料編未所収)。

しかしこの前年に町立高女を設立する際には「高等女学校ヲ新設スルモ町財政ニ困難ナル影響ヲ来サズ」と述べている(1927(昭和2)年2月。「高等女学校設置ノ件認可申請」資料編未所収)。わずか1年半で失政であった簡単に認めている点に注意してみよう。見通しが甘かったと批判することも可能であるが、逆に逼迫することを承知の上で開設に踏み切ったとすれば、維持経営に関し何か別な見通しがあったのではないか、と思わされる。

それは「寄附願」で財政能力以上の施策を決断したのは「本町ニ庁立ノ高等女学校設置ノ件ハ多年来地方民ノ切望シテ已マサル所ニシテ幾度トナク請願ニ次グ請願ヲ以テシタレトモ容易ニ之ノ実現ヲ見ル能ハス」と庁立高等女学校誘致が一向に進展を見せなかったためであると述べ、寄附願いを受諾することは道庁の道義的責任であることを言外に匂わせることから伺える。したがって、実科高女制度が本科高女設置の踏み台に使われたように、町立高等女学校の設置（組織変更も含めて）それ自体も、目的ではなく、「庁立」高等女学校を獲得する手段として用いられているのではないかと推察されるのである。

この名寄町からの申し出に対して、道庁はどのように応じているであろうか。

本道庁立高等女学校ハ現在十校ニ及ヘルモ本道ノ最北部タル宗谷支庁管内及上川支庁管内北部ニハ其ノ設置ナク将来適当ノ時機ニ於テ此ノ方面ニ一校ヲ増設スルノ必要ヲ認メタリシモ地方費財政ノ関係上未タ其ノ実現ヲ見ルニ至ラサリシモノナリ然ルニ名寄町ハ此ノ欠陥ヲ補ハシカニ為昭和二年度ヨリ町立ヲ以テ名寄高等女学校ヲ設置シ主トシテ旭川市以北上川宗谷網走管内ノ生徒ヲ収容セルモ同町ハ人口一万四千余歳入出經常予算額十四万円内外ニアル一小町村ナルヲ以テ全校ノ経営ハ財政上頗ル苦心ノ存スルアリ之ヲ地方費ニ移管セムコトヲ要請セルコト一再ナラサルモノアリ

「高等女学校ノ名称設立者変更認可申請」(資料編未所収)

上は、道庁長官から文部大臣に送られた設置者変更申請であるが、財政上の困難を認めている点で名寄町の言い分に対応している。また道として財政的に可能であれば道北に庁立高女を設立したかったのが、名寄高女を引き取るという温情的立場を示している。町立高女には周辺町村からも入学者が流入してくる。当初は設置町は地域の中核自治体の使命であるという自負心を見せるが、やはり大局的に見ると複数市町村にまたがる子弟を対象とする教育機関は上位自治体が担うのが適当であると考えられていた。

道庁が寄附を受け容れる際に示す認識についてももう少し見てみよう。以下は江別、池田、帯広、富良野の町立高女を一括して設置者変更した際の道から文部省宛の理由書である。

江別、池田、帯広姉妹、富良野四高等女学校ノ沿革ハ左ノ通ニシテ

何レモ設置以来其ノ成績相当見ルベキモノアリシモ近年一般経済界ノ不況ニ加フルニ特ニ本道ニ於テハ凶作水害等ノタメ更ニ町財政ハ極度ノ逼迫ヲ告ゲ之ガ維持経営実ニ容易ナラザルモノアルヲ以テ之ヲ地方ニ移管セラレタシトノ町民ノ要望切ナルモノアリ

一方本道ニ於ケル庁立高等女学校数ハ現在十三校ニシテ庁立中学校ノ十八校ニ比スルニ尚一段ノ拡充ヲ要スルモノアルノ外前記四校ノ生徒数ハ附近町村ヨリノ入学者ヲ以テ大部分ヲ占ムルノ実情ヨリ考察スルモ単ニ之ヲ一町村ノ負担ニ帰セシムベキモノニアラザルヲ被思料ノミナラズ地理的ニ見ルモ同地方ニハ庁立高等女学校ヲ設置スルノ



要アルモノニシテ夙ニ本庁ニ於テ計画セル庁立学校拡張計画網中ニ含まレ其ノ実現ヲ企図セラレ居リタルモ地方費財政ノ都合上遂ニ今日ニ至リタルモノナルヲ以テ此ノ際之ヲ地方費ニ移管シ既定計画ノ実現ヲ図リ町民ノ要望ニ応ズルト共ニ他面一層地方女子普通教育機関ノ進展向上ヲ期セントスルモノナリ

「公立高等女学校費用負担者並ニ名称変更ノ件認可稟請」(2-6)

ここで示される移管の理由は、1. 財政の逼迫による町からの移管要請、2. 庁立中学校数と高等女学校数とのバランス、3. 町立学校に置ける町外の受益者の存在、4. 「庁立学校拡張計画」の回復、といったあたりである。特に設置者変更で結果として庁立学校が増えることになり、かつて大正期に頓挫した「中等学校拡充五箇年計画」の補填措置につながると考えている点が注目される。

本項冒頭で指摘したように、各町は始めから経営難となっていくことを承知の上で敢えて本科高女を町立で開設した節が認められる。しかもこれを道庁が黙認、というよりもむしろ後押ししていた形跡すらある。

江別町が実科高等女学校の本科への組織変更を申請した際、北海道庁は町立本科高女開設による町財政の今後について「僅二千二百二十五円ノ増額ヲ以テ足り維持上別段困難ナキモノト思料ス」とその能力を保証するような副申を添えている（「江別実科高等女学校組織変更ニ関スル意見書」2-5）。この町立江別高等女学校が庁立に移管されるのはそのわずか1年半後であるが、設置者変更に際して道庁は「町財政ハ極度ノ逼迫ヲ告ゲ之ガ維持経営実ニ容易ナラザルモノアルヲ以テ之ヲ地方費ニ移管セラレタシトノ町民ノ要望切ナルモノアリ」とまったく逆の理由を文部省に告げているのである（「公立高等女学校費用負担者並ニ名称変更ノ件認可稟請」2-5）。

事前に財政逼迫となることが予見できた可能性があったにもかかわらず、本科変更に協力的であったと言うことになれば、設立した町立本科高女をいずれ道庁に移管する、というプロセスは既定路線として町と道庁が共有していたと考えることもできる。

本節前半では実科高女を設立する際の理由が、本科変更の時にはたちまち覆されていたのを確認したが、それと同様町立本科高女が設立可能であるという財政的根拠も、数年後道庁移管の際にはまったく否定されている。そうすると町立の本科高女もまた目的ではなく手段であり、真の目的は「庁立」高等女学校の獲得であったことになる。そしてこれを「昇格」と呼ぶのは、とりもなおさず「町立」より「庁立」の方が格が高いと考える地域住民のメンタリティの反映である。

## 4-2 中学校

### 4-2-1 町立中学校の設立動機

昭和10年代に入ると、町立中学校設立の動きが盛んになる。この時期開設された町立中

学校は、苫小牧、富良野、砂川、岩内など計11校。このうち半数の6校が終戦までに、さらに終戦後新制高校発足前まで3校が庁立中学校に設置者変更されている。結論を先に言えば、町立高等女学校を完成させてそれを道庁に寄附して庁立高等女学校を獲得する、という経験は中学校に援用されているのである。

昭和10年代に町立中学校を開設した地方には、すでに高等女学校が設置されているところがほとんどであった。そのため、男女の中等教育機関両方の設立が必要である、という主張がもっとも強力な中学校設置の論拠となる。例えば富良野中学校設立の理由は以下のように語られている。

時勢ノ進運八年ト共ニ一般町民ノ子弟教育ニ対スル関心ヲ深カラシメ競フテ中等教育ヲ授ケシメントスルノ観念甚ダ旺盛ニ趣キタルヲ以テ曩ニ町立ヲ以テ富良野高等女学校ヲ設置シ富良野沿線唯一ノ女子教育機関トシテ之ガ経営ヲ持続中ノ処昭和八年ニ至リ北海道庁立ニ移管セラレ茲ニ於テ僅カニ女子教育施設ノミ漸ク整備セラレタルニ過ギズ多数国家ノ中堅タリ得ベキ男子々弟ノ教育機関ハ之ニ伴ハズ跛行的不幸ノ状態ニ多年放任セラレアリテ本町民ノミナラズ本町ヲ中心トシテ圍繞スル近接関係町村民ノ洵ニ遺憾トスル処ニシテ之ガ急速実現ヲ希求スル与論澎湃トシテ抬頭シ熱烈ニ強調セラルル有様ニアリ

「中学校設置認可申請」(5-1)

端的には「男女教育施設ノ跛行的現状ヲ是正シ之ガ平衡ヲ図」ということであるが、もともと高等女学校を設置したのは、男子に比べて女子は地元通学できる方が保護監督上望ましいからであって、先行的に開設したのではなく、特設という意味合いが強いはずであった。しかしここでは高等女学校の存在は、一方の男子中等教育機関の不在、中等教育制度の未完を際立たせるために用いられている。

しかし中等学校の大衆化は急速に拡大しており男子中等教育の不在は地方都市においても深刻な問題として捉えられ始めていた。例えば当時工業が盛んになりつつあった砂川では工場関係者、特に「中学生ヲ有スル中堅従業員ノ本町転入者多数ニ及ブモ其ノ施設ナキ為メ本町ヘノ来住ヲ躊躇シ单身赴任シ永住観念ヲ希薄ナラシメ一面子弟ノ中学入学期ニ至ラバ他都市ニ転住ヲ企ツル実情ニシテ産業進展上且又町政上誠ニ寒心ニ堪ヘザル」(「中学校設置認可申請」6-1)として中学校設置の必要性を訴えている。砂川町はこの中学校の設置申請を1941(昭和16)年12月に行っているが、実はその年の3月に高等女学校の設置申請を行っている。砂川の場合は男子、女子各中等学校の開設がほぼ同時であった。この高等女学校設置の際に砂川町は、設置によって「高等女学校入学志願者ノ入学難ヲ緩和シ所謂教育ノ機会均等ヲ図」という戦前としてはめずらしいタームを用いている(「高等女学校設置認可申請」4-1)。地方においても中等教育の大衆化が進んだことを示していると言えよう。

ただ、設立当初から庁立化が念頭に置かれていたことをうかがわせる表現も目に付く。先の富良野町は、設置理由の末尾に、「徒ラニ庁立中学校ノ設置ヲ望ミ荏苒年月ヲ空シクスルノ秋ニ非ラザルヲ以テ町民ノ甚大ナル犠牲ヲモ省ミズ敢テ町立中学校ヲ設置シ多年ノ懸案ヲ解決シ民心ノ安定ヲ計ラントスル所以ナリ」(5-1)と述べ、自己犠牲感を漂わせながら、かつ庁立学校への欲求をあえて隠していない。あとは実際これを道庁がどのように受け取るかということになる。

#### 4-2-2 設置者変更

すでに述べたように、10年代に設立された町立中学校のほとんどが旧学制下で庁立中学校へと移管されている。その際道庁が文部省に対して示した理由は例えば以下のようであった。

富良野中学校ハ昭和十六年度同町立ヲ以テ設立セラレタルモノナルガ其ノ入学志願者ノ状況本道ニ於ケル庁立中学校分布ノ状況ニ鑑ミ地方費移管ノ要望切ナルモノアリ仍テ昭和十八年度ヨリ之ヲ庁立ニ移管シ一層同地方中等教育ノ進展ヲ期サントス

「北海道富良野中学校費用負担者及名称変更ノ件」(5-3)

北海道砂川中学校及北海道本別中学校ハ共ニ昭和十七年度ニ於テ町立ヲ以テ設置セラレタルモノナルガ其ノ入学志願者ハ単ニ当該設立町村ノ子弟ノミナラズ広ク附近町村ノ子弟ヲ収容シ之ヲ一町村ノ設立ニ委スルハ当該町村ノ財政上ノ負担ノ点ヨリ且ハ当庁立中学校分布ノ状況等ヨリ之ヲ当庁立ニ移管シ以テ一層当該地方ニ於ケル斯教育ノ進展充実ヲ期サントスルモノナリ

「北海道砂川中学校外一校費用負担者及名称変更ニ関スル件」(6-2)

富良野は町立中学校開設時から「庁立」に拘泥する姿勢を見せていたが、道庁の理由書からはその後も富良野町が移管を目指して請願を続けた様子がうかがえる。また砂川中学校と本別中学校の移管の際には「該設立町村ノ子弟ノミナラズ広ク附近町村ノ子弟ヲ収容シ之ヲ一町村ノ設立ニ委スル」ことは限度を超えている、という認識を見せている。このような状況は、高等女学校の移管の際、道庁はすでに経験済みであることから、町立中学校が開設された時点で、すでに設置者変更は町と道庁双方の行政日程に入っていたのではないかと考えられる。

さらにそれを文部省が黙認していた可能性も考えられる。以下は1941(昭和16)年に開設された町立本別中学校認可の際の文部省から道庁への通牒案である。

〔空欄〕年二月十日 局長

北海道庁長官宛

北海道本別中学校設置ノ件

…標記ノ件本日別紙ノ通認可相成タル処本校ハ完成年度昭和二十一年度迄寄附金ヲ以テ經常費ノ一部ニ充当シ、完成年度以降ニ於テモ維持費ノ捻出ハ相当困難ナルモノト認メラルルニ付経営上特ニ御配意相成度

「町立中学校設置ノ件通牒案」(資料編未所収)

本別町は認可申請に際し、校舎建築といった臨時費だけではなく、經常費歳入も寄附金を当て込むというかなりリスクな経営計画を示していた。この通牒案からすると、文部省はそれを承知した上で設置を認可していることになり、「御配意」とは北海道地方費への完成年度以降の移管を指し示していると取れなくもない。

本別の中学校設置理由書は「徒ラニ庁立中学校ノ設置ヲ望ミ荏苒時日ヲ葬ルノ秋ニ非ザルヲ以テ町民ノ多大ナル犠牲モ省ミズ敢テ町立中学校ヲ設置シ多年ノ懸案ヲ解決」すると説いているが（「中学校設置認可申請 理由書」、資料編未所収）、このフレーズがその後町立中学校を道庁に移管した富良野の理由書を下敷きにしていることは明らかであろう。高等女学校の事例からして、町立中学校の設置も、それを道庁に移管して、庁立中学校を獲得するワンステップであったと考えて良いであろう。高等女学校での経験や方法は、中学校の際にも生かされたのであった。

## 5. まとめと今後の課題—— 庁立の意味と戦後への継承

### 5-1 自賄主義の応用態

以上、北海道内の町立中等学校が道庁に移管されていくまでの過程を公文書に沿って追跡してみた。報告者は実科高女や中学校を設立した自治体の最終的な目標はそれを庁立の高等女学校や中学校にすることであり、その意味でこの、町立→庁立という設置者移管のパターンは、庁立学校の設立に際し地元住民がその経済的負担を負うというかつての自賄主義の変形であると考えられる。それは、例えば当初の実科高等女学校設立理由や町立高女を設立する理由が、自前の校舎を持ったり、実科から本科への組織変更が成立したりした時点でたちまち覆されていること、そしてこのような「昇格」のパターンが各学校で共有されていることから指摘できよう。

女子中等教育機関に限って言えば、それを可能にしていたのが実科高等女学校というきわめて柔軟性の高い制度であった。独立校舎が不要であったことに加え、専任教員数が少なく済むという点で、実科高女は安いコストで女子教育機関の設立を可能にしていた。それに独立校舎を与えると、比較的容易に本科へ組織変更できてしまうという実科高女制度の暫定的側面に気づけば、とりあえず実科高女を発足させ、その後の財政能力に応じ独立校舎を建設し、教員や施設の補充を図りながら本科への組織変更の機会をうかがうことができる。そして本科変更と道庁移管とがほぼ同義であることは今まで見てきたとおりである。

この経験が中学校においても十分に生かされていたことも確認してきた。中学校の場合は、当初から独立校舎を持つことが建前となっており、各地ともそれに尽力するのであるが、昭和10年代においては戦中の混乱からか、開校を先行させ校舎建築をその直後から複数年度で完成させる、という計画でも文部省は認可するようになっていた<sup>1)</sup>。その校舎完成とほぼ同時に町立中学校は北海道地方費へと移管されるのである。

ここでこのような庁立学校設立方法を、大正期までに見られたオーソドックスな自賄主義と比較してみよう。明治後半から大正期に見られた自賄主義は、庁立学校開設に必要な諸費用を一挙に収集して寄附する、という単純なものであった。しかし今回の事例は、学校教育を提供しながら「昇格」に必要な財も収集していく、というものである。高等女学校の場合、実科が中途半端な存在であればそれだけ、これを完成させようという資金収集の動機付けは高い状態で維持されるであろうし、高等女学校が完成すれば、今度は男女のバランスが必要であるとして中学校設置に動き始めるのは既述の通りである。

このように町立として完備した学校を道に寄附するという方法を、道庁は積極的とまでは言わないまでも、これを妨害するような動きは示さなかった。この方式は、道庁にとっても完成度が低い高等女学校や中学校の寄附は受け入れない、つまり庁立学校として認めない、という選択肢を持つことで、高い水準の庁立中等学校を初期費用なしに増設することができるという、有意義な方法であった。また従来の自賄主義では複数年にまたがる寄

附が約束通りに果たされず、結局学校設置のための初期費用の残額を北海道地方費から支出せざるを得なかった場合があったが、設置者変更方式では道庁はそのリスクを回避することができる。庁立移管という方式は、町と道双方の利益の一致点であったといえよう。

## 5-2 庁立志向の問題

ところでこのような方式が成立するためには、庁立移管、つまり「昇格」を達成するという動機を高い水準で維持することが必要である。これに地域の強い「庁立」志向がかかわっていることは明らかであろう。

江別高等女学校の系譜を引く江別高等女学校の周年記念誌は設置者変更前後に在学していた同窓生の「庁立になった時の生徒の喜びようは大変なものでした。庁立移管ということが一つの生徒のプライドだったんですね」という回想を伝えている<sup>2)</sup>。やはり地域住民にとっては道庁移管は「昇格」と捉えるべき事態であった。実際この年史によると、実科高女最後の年の志願者が28名、本科変更しても24名と低迷を続けていたが、庁立移管初年度は63名もの志願者があったという<sup>3)</sup>。道庁移管は単なる設置者変更に止まらず、庁立化の効果は実際的にも心理的にも大きなものがあったということになる。

逆に町立時代には設置者が露わにならないような「工夫」も試みられた。1925（大正14）年に高等女学校の名称変更を申請した苫小牧町は次のように述べている。

北海道苫小牧町立高等女学校ハ大正十三年二月二十日文部省北普一八号ヲ以テ町立実科高等女学校組織変更認可ニ依リ設置シタルモノナルモ校名称中町立ノ二字アルカ為生徒募集上面白カラサル影響アリ且名称ヲ簡明ニスル必要上町立ノ二字ヲ削除シ北海道苫小牧高等女学校ト改称スルノ適切ナルヲ認ムル所以ナリ

「北海道苫小牧町立高等女学校名称変更ノ件認可申請」(資料編未所収)

本科変更しても「町立ノ二字アルカ為生徒募集上面白カラサル影響」があるので設置者名を学校名からはずしたい、というある意味自虐的な申請である。しかし今回対象とした町立中等学校は、この苫小牧を先例とするかのように、ことごとく校名から設置者名をはずしている。その一方道庁移管が果たされたとたん、「北海道庁立」を掲げていることから「庁立」の持つ意味の大きさがうかがわれる。

庁立への「昇格」へのこだわりはまた異なった角度から確認することもできる。富良野町は町立高等女学校を道庁に寄附する際、以下のように自らを拘束する町会決議をなしている。

本町立高等女学校地方費移管ニ関スル左記事項ヲ承認シ寄附ヲ為スモノトス

記

第一条 移管ノ時期ハ之ヲ昭和八年四月一日トス

第二条 寄附者（甲）ハ地方費（乙）ニ対シ当該学校ノ敷地並ニ校舎校具設備ノ一切ヲ無条件ヲ以テ寄附スルモノトス

第三条 北海道庁ニ於テ現在ノ校地校舎校具及設備中不備若ハ不相当ト認ムル点ハ昭和八年度中甲ニ於テ修補整備シ又ハ該費用ヲ乙ニ寄附スルモノトス

第四条 庁立ニ移管後二箇年間当該学校ニ要スル經常費（授業料其ノ他ノ収入ヲ控除シタル金額）ハ毎年度甲ヨリ乙ニ対シ寄附スルモノトス

第五条 移管後五箇年以内ニ於テ学級増加ノ為敷地ノ狭隘ヲ告ゲ又ハ特異ノ設備ヲ必要トスルニ至リタル場合ハ甲ハ乙ニ対シ其ノ費用ノ寄附ニ応ズルモノトス

第六条 現在教職員及雇人ハ原則トシテ引継ヲ為ササルコトトシ転退職者ノ待遇ニ付テハ甲ニ於テ適当ノ措置ヲ講スルモノトス但北海道庁ニ於テ引継キ採用ヲ内示シタル者ニ就テハ此ノ限りニ在ラズ

「議決書謄本」（資料編未所収）

設置者変更の際、道は文部省に対しては、本来であれば道庁が行うべき事業を下級自治体に肩代わりさせるのは申し訳ない、といった温情的立場を示していたが、その一方寄附者である町に対しては、かなりきつい要求をしていたことがわかる。道庁の要求水準まで整備した上での無条件寄附のみならず、寄附後の修繕費や移管後一定期間の經常費支出まで求めており、町は移管後もしばらくの間経済的負担を負い続けている。また当然に教員の人事権も失い、加えて時期によっては、庁立移管によって授業料や入学料が他の庁立学校と同額に値上がってしまい保護者の負担が増えた場合もあった。

このように庁立移管という「昇格」に伴い、町が失ったものも決して少なくなかった。しかしその喪失よりも庁立学校の獲得を選択した、という行動からも強い庁立志向を看取できるのである。

ただ、このように庁立化を目指し自治体が絶えず自らを焚きつけた結果、戦前までに地方都市においても、中等教育の大衆化、中等教育の機会均等が意識されつつ高等女学校や中学校の開設が進められることになり、戦後の新制高等学校制度がスムーズに定着する素地を作ったという評価も成り立つであろう。

### 5-3 戦後への継承——今後の課題

実は戦前の「庁立」志向は、戦後の「道立」志向として引き続き問題とできるのではないかと報告者は考えている。1952（昭和28）年に北海道教育委員会は道立学校に関する規則改正に際し通達（道教委告示第58号）を出しているが、そこでは以下のような表現が見られる。

北海道立の高等学校及び盲学校ろう学校設置規則外三件の一部を改正する規則の施行について（通達）

…（前略）…一般に地方公共団体としての北海道が設置する建造物の名称は、当該建造物の名称の頭に「道立」を冠するのであるが、道立学校については、昭和二十五年二月公立高等学校の再編成において、委員会の方針により、設置者名を表示することによって起る学校差観念を除去するために「道立」を表示しないこととしたので…（後略）…

この通達が言うところの1950（昭和25）年の「委員会の方針」については未見であるが、設置者名を冠しないという北海道特有の公立高校の命名方法はここに端を発している。通達が指摘する、「道立」はその他の公立高校よりも格上であるという「学校差観念」は、戦前の庁立志向と結びつけて考えることができる。つまり従前、同じ公立学校であっても庁立と非庁立学校は格が違うという考え方が道内に蔓延していたことを認めた上で、道教委はそれが戦後に継承されないよう歯止めをかけようとしたのである。

補論でも指摘しているように、戦後になっても市町村立高等学校を北海道立に移管しようという運動は道内各地で見られた。少なくとも道内では中等教育、とりわけ義務教育後の中等教育機関として適当な設置主体は市町村ではなく道であるという認識が強かったといえよう。

その意味で戦後の市町村立高等学校が道立移管されるケースを検討していくことは、戦前戦後の連続性を確認する上で重要な課題となる。散見する限り、町村立高校では道立に移管された際にも記念誌などが発行されており、これを「昇格」と捉える気分は根強く残ったのではないかと考えられる。

また本報告の問題は学校段階と公教育との関係、つまりそれぞれの学校段階の公教育をどの公的セクターが担うのがふさわしいのか、という問題にもつながる。報告者は1970年代の国立医大増設期において、当初文部省が公立医大の設立を後押ししようとしたが、県の利益代表者があくまで国立医大に拘泥したことを指摘したことがある<sup>4)</sup>。市町村が義務教育、都道府県が後期中等教育、国が高等教育、という公教育の役割分担の図式は前時代的なものとなりつつあるし、公設民営という手法も珍しいものはなくなっている。

しかし自治体やその地元住民が相当な経済的負担を負い開設した公教育機関を一段高い（と彼らが考えている）行政主体に寄附しこれを託することで得ようとしていた安心感、安定感、そしてブランド力というものがかなり長い間自明のものとされてきた経緯についてはなお詳細な検討が加えられてしかるべきであろう。

庁立志向は詰まるところ、官尊民卑の表れである。しかしその反省から唱えられた民営化推進論もすでにその弊害が指摘されはじめている。公教育を担う主体について歴史的な経験から考えるという手法は迂遠であるが今後も不可欠な作業であると考えられる。



註

- 1) 例えば1942（昭和17）年度に開校した砂川中学校の建築計画は「自昭和十七年度至二十年度継続事業ト」して「昭和十八年度ヨリ」一部完成の「本校舎ニ於テ授業ス」るが、それまでは「砂川国民学校」に併設していた「旧砂川高等女学校」を仮校舎とするものであったが、文部省はこの中学校設置申請を認可している。
- 2) 北海道江別高等学校『江高五十年史』（1978年、21頁）。
- 3) 同上、17頁。
- 4) 大谷奨「教育機関新設時における地域負担問題——1970年代の医大増設期をもとに」（『旭川医科大学研究フォーラム』第5巻第1号、64頁）。

### Ⅲ 補論：学校と設置者——設置費用の負担とその管理

はじめに——「設置者負担主義＝管理主義」からの遺漏

学校教育法第5条の条文、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する」は、一般に設置者管理主義と設置者負担主義を表しているといわれる。設置者が経費を負担することはごく当然のことと受け止められており、また経費を負担するがゆえ、管理する権限と責任が与えられている、という解釈が成り立つことになる。「組織・施設の管理者がその運営の責任を持つことは当然のことであって、この当然の原則を確認的に規定した」<sup>1)</sup> という見方である。

しかしこの一見自明な考えは、戦前の市町村が団体委任事務として学校設置を義務づけられた一方で、市町村によるその学校の管理は機関委任事務としての国家的な権限の代行であった、という離れを克服しようとした、戦後教育改革の一つの到達点であった<sup>2)</sup>。

同時に、設置者負担主義と管理者負担主義が自明とされることで、義務教育学校の整備を市町村が担い、中間団体である都道府県が進学率を勘案しながら高等学校を配置し、さらに国が高等教育の整備を進める、という国や自治体どうしの役割分担も違和感なく受容されてきたといえよう。

この設置者負担／設置者管理の自明性、学校段階ごとの役割分担は長らく公教育や学校体系の原理として安定した地位を占めていたのであった。

しかし近年、これらの再考を求められる事態が生じ始めている。まず設置者（費用負担者）と管理者（学校運営者）が一致しないような学校が出現しつつあることがあげられる。すでに学校運営協議会制度が発足しコミュニティスクールとして各地でその試みが広がりつつある。また日本型チャータースクールの模索も続いており、自治体が設立費用を負担した学校を、協議会や公設学校管理法人が運営する、という事態が現れてきているのである。また高等教育に目を向けると、近年の国立大学法人の成立や、それ以前から積極的に取り入れられてきた公設民営大学という手法により、設置者と管理者が異なるという事態は珍しくなくなってきた。

このように、費用負担者と管理者とが一致しない場合、費用負担者はどの程度管理について発言することが許されるのだろうか。それとも容喙することは一切許されないのだろうか。また、学校の設置者が何らかの事情で変更された場合、もともとの設置者（費用負担者）は後の学校運営に関して、どの程度の期間、どの程度のレベルまで発言が許されるのだろうか。従前にも市町村立から県立への移管、といった設置者が変更されるようなケースや、設置者以外の費用負担者の存在は往々にして見られていたはずであるが、その移管は発展的、順接的と受け止められたためか、あるいは当初の設立者の意志も継承されるはずという善意の解釈ゆえか、この件については等閑に付されていたきらいがあった。

たしかに学校教育法第5条は、学校設置者が学校管理者であることを規定しているが、

例えば県立学校設置に要する初期費用を地元市町村や地域住民が負担し、県は設立後の維持費用を担うといったような事態、つまり設置者以外に費用負担者が存在しており、初期費用と経常費用の出処が異なっているといった場合を想定していない。しかもこのように費用負担者と設置者がぴったりとは一致しないケースは、例外として無視するにはあまりにも数が多いのである。それは「高等学校は原則として都道府県が設置の主体であり、その経費は原則として都道府県の負担であるが、新設の場合には校舎、敷地施設等を地元の市町村に負担させることが慣例になっている」<sup>3)</sup> という発言から伺えるように、文部官僚にとっては当たり前のことであり、取り立てて問題視すべき事態ではなかったのかもしれない。しかし県立高校の設立に際し「地元市町村の援助を仰ぐのが公然の秘密」だったのであれば<sup>4)</sup>、設置者負担主義が建前論として機能することで、その「公然の秘密」がさらに隠蔽される可能性もある。実際、1960年代の高等学校増設期において、全国高等学校長協会は、「高校施設の新増設に際し、設置者たる道府県から相当額の地元負担を強要される傾向が最近多くなって」きたので、その費用は「設置者において全額支弁し、地元負担を強要することのなきよう、強力に行政指導を講じていただきました」と文部省、自治省に申し入れていた<sup>5)</sup>。

その一方見返りとして、初期費用を支払った地域の人々にはその範囲内でその県立高校は「われわれの学校（でもある）」という所有感覚を持つことが暗黙裏に許されるかもしれない。問題はその「われわれが（も）」応分の負担をなし、永続するはずであったその県立学校が、県の事情により廃止されるような場合である。むろん県は自らの財産である県立学校を処分する権利を持つわけであるが、その財産の一部はもともと地元市町村が寄付したものである。ここに及んで、地域住民が密かに抱いていた「われわれの学校」という意識がにわかに表出することになる。

筆者が在住する北海道では実際にこのような事態が生じつつある。道教育委員会は「平成18年度公立高等学校適正配置計画」において、道立学校2校を含む3つの公立高校の募集停止を示した。この2つの道立学校は、それぞれ1950年代に設立された町村立の高等学校を1970年代の終わりに道立へ移管したものである。このような市町村立学校の道立移管という設置者変更は、学校経費としての初期費用と経常費用が別々の財源から支出されているケースとしてよりわかりやすいであろう。この場合、町村は道に高等学校を寄付したのであり、所有権は北海道に移っている。だとしてもこのようなプロセスは、地域の人々は、「管理者が道へと移動した」という点よりも「自分たちの高校が道立になった」点をまず評価するであろう。したがってすでに廃止を含めた管理権限が道にあるとしても、この募集停止をめぐって、なお地元自治体ではさまざまな議論や存続運動が展開されているのである<sup>6)</sup>。

さて、このような現実が生じている事態に加え、先述のコミュニティスクールや公設民営大学といった新しい運営手法が一般化しつつある。これらは費用負担者と運営者の一致にこだわらないという点で弾力的であるが、しかし同時にそれは流動的であることから、

改組、廃止の頻度は従来型よりも高くなることが予想される。それにさきかけて、従来からの経験をここでいったん整理ないし精算しておくことは意味あることと考えるのである。

ここでは公立学校設置に際しての寄付の問題や設置者（費用負担者）変更の際生じる問題を考えてみる。それは従来、設置者負担主義＝設置者管理主義の間隙に埋もれていた問題ともいえるであろう。

以下、筆者が近年収集している戦前の公立中等学校設立過程を中心として、設置者以外に設置費用負担者が存在していた事例を取り上げ、イニシャルコストとランニングコストを分けて考えることで、単純な設置者負担主義の発想から漏れ落ちてしまう設置者以外の費用負担者の存在にも注目できること、そのため、設置者負担主義から設置者管理主義を導く際には慎重さが必要であることを指摘したいと思う。

## 第1節 戦前における中等学校設立費用の捻出方法

### 1. 自賄主義という発想

戦前において、中等学校設立に際し、地元の郡市町村がその施設設備費の一部あるいは全部を負担することは全国的に見ても珍しいものではなかった<sup>7)</sup>。北海道においてもそれは同様で、先発的に建てられた札幌、函館の一部の中等学校を除き、1902（明治35）年に設置が決まった上川（現・旭川）中学校以降は、すべて設置費用は地元負担で賄われることになった。政府から北海道地方費が別枠であてがわれていたとはいえ、道庁も他府県同様慢性的な財源不足の状態であった。その一方、小学校就学率の上昇に連動し、中等学校への進学志向が全国的に高まりつつあった。したがって、地方の教育要求を伝える立場にあり、同時に道庁の苦しい財政事情を知る立場にあった地方議員から、いずれ、道財政が苦しい現状では地方から学校敷地などの寄付があつて然るべきだ、という発言が出てくるのは必至であった。このように、地域に設立費用を負担させる財源捻出方法は自賄主義と呼ばれている。

当初この自賄主義は、中学校、高等女学校といった普通教育機関設立の際に適用されていたが、財政状況が好転しない中で、道庁は実業学校や師範学校といった他の中等教育機関にまでこの方針を拡張していった。また、各地域では寄付金を負担してでも学校を誘致しようとする傾向が強く、それは「中等学校争奪戦」と表現されるほどであり、道庁は庁立学校設立に際し地元からの寄付は当然、といった強い態度をとるようになる。これについては「看板は道庁がくれて一切は地方民にやらした」と批判的な評価が残されているが、同時にこの表現は、設置者と費用負担者が一致しない状態を端的に示している<sup>8)</sup>。

ただ、費用を負担することで、道庁の設置計画に対し地元の意向を反映させた事例があつたこともここで指摘しておきたい。

明治末期、札幌区（当時は区制）では中学校進学志望者の増大により、札幌中学校の競争率が4倍から5倍という入学難の状態が続いていた。道庁は長い間これを放置して、そ

の一方で札幌工業学校の設立を計画していた。札幌区民は工業学校の敷地等も寄付するがその前に同様に寄付をするので第二中学校の設置を優先させるよう道庁に働きかけ、それに成功している。庁立学校を誘致したければ寄付を出せという道庁に対し、地域住民は寄付を出すことで庁立学校設立に際して一定の発言権を得る場合もあった。道庁／地元住民の強弱関係や立場の上下関係は微妙であり容易に転換する可能性を持っていた<sup>9)</sup>。

## 2. 自賄主義の一般化

しかし基本的には戦前は自賄主義による中等学校の設立が継続した。なぜ地元住民は庁立学校設置のため寄付を寄せたのであろうか。これは、寄付できるような財政能力があるなら、自前で中等学校を設立する選択肢もあったのに、なぜそうしなかったのか、という問題である。その答えを当時の道庁長官園田安賢は道会（1903（明治36）年11月16日）で、市町村立に比べ「庁立に致しますると学校の信用と云うものが、甚だ違うそう」だ、と代弁している。「学校の信用」には後ほど述べるような、庁立（戦後は道立）というブランド力のほか、学校維持の安定性、継続性に対する「信用」も含まれているであろう。

その後、1922（大正11）年に道庁から示された中等学校増設計画諮問に対し、道会は可とする答申を示し、道内には一気に40校あまりの中等学校が設置されることになった。ここでも自賄主義が用いられたのはもはやいうまでもないことである。

しかしこの計画は1924（大正13）年、戦後不況のため計画達成直前に頓挫する。寄付によって庁立中等学校を設立しても、その維持運営に要する財政負担に道が耐えられなかったからである。そのため、例えばある町では、いったん町立で中学校を開校し、数年後にその学校を丸ごと道庁に寄付する、という手法を使い庁立中学校を獲得している。これはそれまでにはない庁立学校設立方法であったが、後にこれも一般化する。

不況による頓挫があったにせよ、これによって道内に一定水準の中等学校網が整備されたことは間違いない。このような自賄主義による県立や庁立学校の設立手法について、もう一方の当事者である道府県はどのように自己評価していたか。この北海道の中等学校増設計画を立案したのは当時の内務部長服部教一である。彼はまた広島県在職時においても県費の支出なしで県立学校の開設に成功している。その上で彼はこう述べている。

学校は寄附に依っても之を建設する方法があるのである。私は嘗て広島県内務部長の時に三つの中等学校を寄附金に依って建て、又北海道内務部長の時にも中等学校の大増設を断行し…た。此の時は、先づ道会に諮問してその必要なる校数を定め、校舎はその地方の寄附金に依って建築し、その建築した校舎の寄附を道庁が受けることにした。…学校の建設に要する臨時費は斯の如く寄附に依ってでも出来るのである<sup>10)</sup>。

これを読む限り、道府県の施設整備に際し、市町村に費用負担させることについて服部は特に疑問を持っていないようであり、むしろ自賛的である。

彼がもしこの方法を、市町村の協力を求めながら県（庁）立学校を設立するうまい手法である、と認識していたとすれば、これは戦後の国公立学校の設立方法の背後にある考え方に通じていることになる。

### 3. 自賄主義の応用態

さらに、昭和期にはいると自賄主義は新たな展開を見せる。道内では都市部と地方中核地における男子中等学校の整備がほぼ完了し、それに続いて女子中等学校の整備が課題となっていた。女子の場合、保護者が都市部の学校に下宿通学や汽車通学させることをためらったため、比較的規模の小さい町村でも地元女子中等学校の設置を求める声が強かったのである。

この要求に実科高等女学校（以下、実科高女）制度が対応した。実科高女は小学校に併設することができたなど、通常的高等女学校（以下、本科高女）に比べ簡便に設置することが可能であったため、大正末期から道内各地ではまず町立実科高女の設立が進んでいった。しかし多くの実科高女は、開設後数年経つと本科への組織変更を申請する。その変更の際には実科という名称が忌避され、上位学校との接続が悪いので不人気であるから、といった理由が掲げられているが、既設実家高女の前例を見れば、このような事態になることは当然承知できるので、これらは形式上の理由でしかない。実際には本科高女への組織変更申請は、高女を設けるための敷地確保と単独校舎設立の目処が立ったことを示している。

つまり、さしあたり高等小学校に併設できる実科高女を（不人気であるないに関わらず）立ち上げておき、町財政が整った段階で独立校舎を建てこれを本科に変更する、という手法が既定路線となっており、多くの町立高等女学校で共有されていたのであった。

共有されていたのはそれだけにとどまらない。本科変更をした町立高女は例外なくこれを道庁に寄付している。時間の長短があり、また場合によっては本科変更する以前に戦後を迎えた町立実科高女もまた数多いが、町立女子中等教育機関にとって最終目標が庁立化にあったことは明白であろう。つまり大正期までに見たような敷地や校舎の提供ではなく、自力で立ち上げて運営した学校そのものを、一定の学校経営の成果を含めて寄付する、という形で庁立学校を獲得しようとしたのである。

独立校舎が不要な実科高女の設立、単独校舎を設けて本科へ組織変更、その上で一切を道に寄付して庁立化を図る、という自治体にとっては当面乗り越えねばならない課題が小出し小出しに常に眼前に提示されていることで、一定水準の動機付けを持続することが可能となる。一方道庁としては、校舎の堅牢さや校具の充実度といった一定の基準を満たさなければ移管の申し出を受け容れない、という選択肢を持つことで、オーソドックスな自賄主義よりは、より完成度の高い庁立学校を初期費用なしに増設することが可能となる点で巧妙である。

この寄付に際しての条件も道庁にとっては相当有利であった。例えば、庁立に移管しても経常費は2年間、町がこれを寄付すること、5年間は増設等が必要になった場合に要する

費用を町が寄付すること、などが明記されていた。

庁立学校開設に要する初期費用を地元を負担させる、という初期の自賄主義に対し、庁立学校として受領するに値する水準の学校を設立運営させて、その寄付を受け容れる、換言すれば、地元が設置した中等学校の完成度が高ければそれを庁立学校として公認（移管）していく、という点で以前に比べより精練された自賄主義の形態であるといえよう。

この手法は戦中期に設置されたいくつかの町立中学校を庁立化する際にも確認することができる。そこに高女の経験が生かされていると推測することは容易であろう。

しかし市町村が寄付金を納め庁立学校を呼び込もうとしたり、町立学校を庁立に移管しようとする姿勢は明治から一貫している。同じ公立中等学校でも県（庁）立の方が地方（市町村）立よりも格（あるいは正統性）が高い、という社会的雰囲気の影響である。この雰囲気は戦後に持ち越されることになる。

## 第2節 戦後への継承——新制高校と寄付（移管）問題

新制高校新設に際し、その是非はともかく敷地や建築費を地元寄付に求めるのは慣例である、という認識があったことはすでに述べた。それに加え道内では、市町村立高等学校を道に移管する、という道立高等学校の設立手法も頻繁に確認される。戦前の自賄主義は明らかに戦後に継承されているといつてよい。

この寄付による道立高等学校の設置方法については、すでに新制高校発足時から移管までの道筋がかなり詳細に示されていたので、概説しておく。まず「市町村立高等学校を道に移管するときの基準」（1952（昭和27）年道教委告示58号）で、「募集学級数は二学級以上で」「通常の課程設置後三年経過していること」が移管の条件となっていることから、市町村は1学年2クラスの全日制高校を運営している必要がある。しかし「市町村立高等学校（通常の課程）の設置認可方針」（同年告示53号）によれば、市町村立全日制高校の設立認可されるためには「すでに定時制高等学校が設置されて」いなければならない。さらに道庁は市町村立定時制高校を、独立校地と校舎を完備している第一種高等学校と、小中学校校舎を併用している第二種高等学校に分類する（「市町村立高等学校（定時制の課程）の設置認可方針臨時特例」（1953（昭和28）年告示26号））。

裏返せば、市町村はまず単独校舎が不要な定時制の第二種高等学校を設け、独立校舎を設立することでこれを第一種高等学校に昇格させてから、これを全日制課程に変更する。ここまですべてを単独事業として達成できなければ、市町村立高等学校の道立への移管もできない仕組みになっていた。単独施設が不要な実科高女から本科高女へ組織変更してこれを道に寄付する、という戦前の方法と構造はほとんど変わらない。

もちろん第二種高校制度によって、市町村立高校発足時に要する費用は大幅に軽減されるため、地方への高校教育の普及に寄与するところは大きかったであろうが、市町村立をルーツとする道立高校の学校史はほぼ例外なく、道立移管に尽力したことを伝えており、

その移管を「昇格」と記述している。

市町村の財政能力に応じ徐々に高等学校としての体裁を整えるようなルートが設けられていたことで、副次機能であったとしても、これによって道が完成度の高い高校を初期投資なしで獲得できた側面は否定できないであろう。

学校として完成済みの高校が移管された場合、道にとって設置者負担とは、以降の維持費を支出することであるかもしれない。しかし高校を差し出した地元に見れば、以前の設立費用は負担したのであるから、自分たちを費用負担者の一員と認識してもおかしくない。加えて道庁は道立移管の条件として「学校の施設、設備並びに教職員の住宅」を「無償で道に寄附すること」に加え、「移管後一年間は、経常費の才出及び才入の差額を道に寄附すること」を明記しており、短期間とはいえ道立高校となった後も、地元は経常費の一部を負担するのである。道立高校設置の費用負担者であるという市町村の自己認識はますます強まることになる。

全日制市町村立高等学校設置の認可条件として道庁は「将来とも学校を維持できる財政力を有すること」としていた。道立移管は市町村がさらに安定的に自分たちの高等「学校を維持できる」ように選択した行動と考えることもできる。この場合、たとえ明瞭な約束がなかったとしても、寄付と引き換えに高校の永続的な維持が約束されると市町村が認識していたならばどうなるであろうか。

### 第3節 気持ちとしての寄付／財源としての寄付

その暗黙の了解は地域住民の幻想に過ぎなかったことが、今北海道では露わとなっている。この先少子化や都市部への人口の集中が収まらなければ、小規模道立高校の廃校はさらに進んでいくであろう。道立学校再編の判断は設置者であり管理者である北海道がすべき問題であることは、学校教育法第5条から見て当然である。しかし繰り返しになるが、設置の際の初期費用については市町村が一部または全部を負担しているのであり、設置者管理主義と対になる設置者負担主義は、厳密に言えばその時点ですでに破綻しているのである。

むろん、地域住民は自分たちの学校の安定的な維持運営を望んだだけではなかった。本稿冒頭で、戦前における北海道民の庁立志向を道庁長官が代弁していることについて言及しておいた。市町村立よりは北海道庁立、という発想は単純化すれば一種のブランド志向であり、だからこそ庁立移管はしばしば「昇格」と表現されてきたのである。

この発想も戦後に継承された。北海道では道立であっても、高校名に「北海道立」と冠することをせず単に「北海道〇〇高等学校」としている。これは新制高校発足当初に道教委が「設置者を表示することによって起こる学校差観念を除去するために『道立』を表示しないこととした」(道教委通達1952(昭和27)年数第109号)ためである。しかし以降も道立移管が「昇格」と表現されていることから、その「学校差観念」が容易に払拭されな



かったことも同時に理解される。寄付金の収集や市町村立高校それ自体の寄付は、道立高校を誘致するための呼び水であったという側面も否定できない。

しかしそれでもなお、道立学校を要求する気持ちを北海道は結果的に利用したことになるのではないか、という指摘はできるはずである。誘致したいという気持ちがあるのなら、それを形にしてくれませんかと投げかければ、その気持ちに対応するだけの寄付は集まるであろう。しかし設置者が受け取るのは、その気持ちではなく、集められたカネや提供された敷地校舎といったモノの方である。

本稿ではこれを都道府県と市町村（地域住民）との関係の問題として考えてきたが、国（官）立高等教育機関設置に際しての、国と地方自治体についてもほぼ同様のことを指摘することができる。戦後に限ってみても、1960年代の高専発足や70年代の医大増設の際、国立施設の設置であるにもかかわらず、国が相当の経済的負担を自治体や地域住民に求めたため、国会で大きな議論を呼んだ。また新制大学発足後、いくつかの県立大学が国に寄付されて国立大学に編入されていった。国は当時、受益者負担主義を掲げることでこれに関わる論議をクリアしようとした。また国会議員の中には、たしかに市町村が小中学校、都道府県が高等学校、国が大学、といった役割分担はあるが、国は国で義務教育国庫負担をしているのであるから、地方自治体や地域住民が国立学校設置に経済的支援をしても、これは相互協力として許されるのではないかという「卓見」を展開する者もいた<sup>11)</sup>。

しかし受益者負担論の場合、それがどのような利益なのかは問われても、それをいつまで享受できるのかという有効期限が問題とされることは滅多にない。国と地方自治体の相互協力論に至っては、それが持ち出されるのは設立当初であり、道立高校の場合と同様に協力する気持ちは国に渡った時点で、カネやモノに変換されている。しかしそのような問題は、協力の結果できあがった営造物が存続される限りは問題とはならない。むしろ存続を自明としていたからこそ問題として見えてくることがなかったというべきであろう。

私たちは営造物としての学校の安定性や継続性をあまり疑うことをしてこなかった。しかし再三述べたことだが、道立高校の廃止に見られるように今まで安定的と思われていた公立高校の再編が始まり、その一方で新しいタイプの学校は、最初から改廃の可能性を内包して運営される。安定性や継続性を期待して初期費用を支払ったという「行為」や「気持ち」は今後どう扱われていくことになるのであろうか。

問題は、学校設置費用にはイニシャルコストとランニングコストがあり、往々にして設置者はイニシャルコストを別のものに負担させてきたこと、という事実について無頓着であったことである。歴史的に見ても、公教育体系全体で見ても、設置者より下位の自治体や地域住民が寄付をする、ということがあつても当然であるかのように制度化されていた、という事実にもう一度目を向ける必要があると考える。

注

- 1) 鈴木勲『逐条学校教育法』(学陽書房、1980年、63頁)。
- 2) 井深雄二『近代日本教育費政策史』(勤草書房、2004年、362-398頁)。
- 3) 内藤誉三郎『教育財政』誠文堂新光社、1950年、89頁。
- 4) 岡山県教育委員会『岡山県教育史(昭和三十一年～五十年)』1991年、182頁。
- 5) 全国高等学校長協会『全国高等学校長協会30年史年表資料編』1980年、72頁。
- 6) 「存続か統廃合か…中札内高校の行方」(『広報なかさつない』590号、2005年6月、6-7頁)。「北海道教育庁が『中頓別農業高等学校生徒募集停止』の最終的な考えを提示」(『中頓別町広報』561号、2005年5月、6頁)。
- 7) 山谷幸司「1920年代における中等教育拡張の政治過程」(中等教育史研究会『中等教育史研究』第8号、2000年、31頁)。
- 8) 上島彦蔵『道政七十年』報文社出版部、1941年、61頁。
- 9) 拙稿「明治末期の北海道における中等学校整備政策とその実施過程」(日本教育制度学会『教育制度学研究』第8号、2001年、166-179頁)。
- 10) 「日本教育の改革(二)」(『教育時論』1497号、1927年、9頁)。
- 11) 医大新設時における地域負担の問題については、拙稿「教育機関新設時における地域負担問題-1970年代の医大増設期をもとに」(『旭川医科大学研究フォーラム』第5巻第1号、2004年、59-66頁)を参照されたい。

付記：本稿の執筆に際しては、2003～2005年度科学研究費補助金基盤研究(C)「戦間期日本における公立中等学校の『昇格』問題」(課題番号：15530523)の研究成果の一部を用いた。

## IV 資料編 「設置廃止（位置変更、改称） に関する許認可文書」（抜粋）

### 1. 富良野高等女学校（3A10-13-1838）

#### （1）実科高等女学校の設立

富良野町は北海道の中心部に位置し、実科高女設立の機運が高まる大正末期には、人口一万人を越える地方都市を形成しつつあった。1926（大正15）年2月に富良野町長から北海道庁を經由して実科高等女学校設立申請書が文部省に提出されている。

その調書によれば、尋常小学校卒業を入学資格とする1学年50名、修業年限4カ年の実科高女を富良野尋常高等小学校に併設する、という計画であった。

実科高女を設立する理由については、「実科高等女学校併設ニ関スル調書」で述べられている。

1-1

#### 実科高等女学校併設ニ関スル調書

一、本町ハ北海道ノ中央ニ位シ根室線富良野線ノ分岐点ナリ戸数二千二百二十五戸人口一万九百三十八人ヲ算シ旭川滝川帯広間ニ於ケル唯一ノ都会ニシテ諸官衙工場等ノ集中地点トナリ物質ノ集散地タリ…（中略）…本町ノ前途洋々タルモノアリ

二、本町ハ尋常高等小学校一、尋常小学校七ヲ有シ内下富良野市街地ハ戸数千百三十六戸人口五千九百九十八人ニシテ年々尋常小学校ヲ卒業スルモノ女子約百三四十名ニ上リ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦多数アリト雖本町其施設ナク概ネ遠隔都市ニアルヲ以テ上流資産家ニアラサル限り多大ノ学資ヲ供給シ得サルハ勿論多数入学希望者アル干係上入学ヲ拒否セラルル等殊ニ女子ヲシテ父母ノ膝下ヲ離レ遠ク笈ヲ負フハ寒心ニ堪ヘザル所ナリ故ニ本町ハ大ニ女子教育機関ノ必要ノ必要ヲ感シ大正九年以来女子実業補習学校ヲ設置シ現在ニ繼續シツツアリテ相当多額ノ経費ヲ投セル割合ニ其ノ成績ノ挙ラサルハ実ニ補習学校ノ名目及教科程度ノ高等普通教育ニアラサルニ帰スヘク斯クテハ其効果ヲ永遠ニ認め得ラレサルヲ以テ本町ハ町勢ノ発展ト時代ノ進歩ニ順応シ茲ニ実科高等女学校ヲ併設シテ女子教育ノ振興ヲ企図シ一面他ノ都市ニ憧憬スル子女ヲ収容シテ家庭的ニ経済的ニ普遍的ニ実科ト学科トヲ兼備セル高等普通教育ヲ施サント然シテ之カ認可ノ曉ハ独リ本町ノミナラス上富良野町落合間及芦別本町間ノ各村落ハ汽車便ニヨリ通学シ得テ頗ル幸福ノ事ナリトス

三、本町最近三ヶ年間ノ尋常小学校並ニ高等小学校女子卒業生数ハ別紙調書ノ如クニシテ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦多数ニシテ附近町村亦多数ノ卒業生アリテ地位ノ関係上及他ニ教育機関ナキノ為メ予定ノ収容人員ヲ超過スルハ自明ノ理ニシテ亦本町之

カ併設ヲ適当トスルハ自他俱ニ認ムル所ナリ

…(中略) …

十、本町町勢ハ近年長足ノ進歩発展ニ伴ヒ幾多ノ施設経営スヘキ事業アリト雖特ニ実科高等女学校ノ併設ハ最緊急事ナリトス町経費ノ負担ハ一戸平均年額三十八円八十五銭ニシテ此内教育費ノ一戸平均額ハ二十四円七十二銭ニシテ尚此上ニ増加スルトモ決シテ町民ノ負担之ニ堪ヘストスル所ニアラスシテ未タ前途ニ其余裕アルモノトス

十一、現在女子実業補習学校ハ本校認可ノ上ハ之ヲ廃校スル見込ナルヲ以テ大正十五年度ノ予算ニ計上セス從テ在學生ノ処置ニ付テハ其学カヲ考查シ別表ノ如ク現在第一学年生ヲ本科二年生ニ第二学年生ヲ本科第三学年ニ入学セシメ尚若干ノ補欠募集ヲ試ミテ第二学級ヲ編成スルモノトス…

町の発展に伴い、人口が増加し就学児童数も増えるにつれ、義務教育後教育への関心が高まってくる。既存の実業補習学校はその要望に対応できないので、実科高等女学校を設立する、という論の流れとなっている。

その際、実科高等女学校の特徴を、「実科ト（普通）学科トヲ兼備」していると捉え、地に足の着いた女子高等普通教育機関として捉えていることには注目しておきたい。

この申請に対し、文部省は同年3月にこれを認可する指令、告示および以下のような通牒を起案している。

1-2

#### 富良野実科高等女学校設置ノ件通牒

二月二十四日内教第五七二号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件別紙ノ通指令相成リシ処右ハ左記事項ヲ条件トシテ詮議セラレタルニ付其旨御示達ノ上実行方充分御督励相成度

追テ現在ノ実業補習学校生徒ヲ全校ニ編入ノ場合ハ貴庁吏員立会ノ上試験施行セシメラレ試験問題並成績御報告相成度尚学則制定ノ上ハ速ニ一部本省宛送付セシメラレ度

年 月 日 局長  
北海道庁長官宛

記

一、全校教員俸給額ハ寡少ナルヲ以テ少クトモ一人平均月額八十五円以上ノ割合ヲ以テ教員法定数四人分ノ金額ニ達スル様追加更正シ速ニ本省ニ報告スルコト

一、全校々医ハ小学校々医ヲシテ兼ネシムルトスルモ全校予算ニ相当額ノ手当ヲ計上ス

ルコト

一、予定通校舎ノ増築ヲ実行スルコト

(2) 本科への組織変更

1932（昭和7）年度に至り、道庁は文部省に対し富良野実科高等女学校の位置変更を申請している。

1-3

学第一〇号

昭和七年三月三十一日

北海道庁長官佐上信一

文部大臣鳩山一郎殿

富良野実科高等女学校位置変更ニ関スル件

管下富良野町立実科高等女学校ハ大正十五年三月富良野尋常高等小学校ニ併設ノ件御認可相成候処今回富良野町第一区西一線三番地ノ一（五千八百坪）ニ位置ヲ変更シ既設建物ヲ充用シテ独立校舎トナシ女子教育ノ充実向上ヲ計ラントスルモノニ有之新敷地ハ高燥ニシテ平坦教育上衛生上好適ノ地ニ有之候条御詮議相成度別紙調書相添此段申請候也

つまり富良野町は独立校舎を設立したのであった。同時に町は実科高女の本科高等女学校への組織変更も申請する。これは単独校舎が完成したため本科変更を申請したと言ってよいであろう。組織変更に関する調書は以下のものである。

1-4

高等女学校設置調書

一、名称 富良野高等女学校

一、修業年限 四箇年

一、生徒定員 二百名

一、組織変更年月日 昭和七年四月一日

一、経費及維持ノ方法

昭和六年度富良野町歳入歳出予算書並昭和七年度予算予算表添付（略）

一、授業料 従来ノ月額三円ヲ其ノ促踏襲シ変更セサルモノトス

## 高等女学校ニ組織変更理由書

本町ハ北海道ノ中央ニ位シ根室線富良野線ノ分岐点ナリ戸数二千五百戸人口一万四千五百人ヲ算シ旭川滝川帯広間ニ於ケル唯一ノ都会ニシテ諸官衙工場等ノ集中地点トナリ物質ノ集散地タリ…(中略)…前途誠ニ洋々タルノ状況ニアリ

如斯町勢ノ発展ハ年次急速ノ度ヲ示シ是ニ伴ヒ教育機関就中女子普通高等教育機関ノ設置ヲ要望スルコト年ト共ニ進展スルノ状勢ニ至リシテ以テ去大正十五年三月十二日高等女学校令ニ依ル実科高等女学校ヲ設置シタリ

爾来今日迄満六箇年ヲ閱シ校風夙ニ揚リ生徒数愈々増加ノ趨勢ニ至リシテ以テ更ニ高等女学校ニ組織変更ノ上社会ノ要望ニ副ヘ女子教育ノ振興ニ一段ノ新機軸ヲ図ラムトスルモノニシテ今其ノ主ナル理由ヲ挙クレハ次ノ如シ

(一) 本校開校以来当町及隣接各町村ノ女子教育ニ対スル向学心ハ益々高潮シ一般女子トシテ高等普通教育ヲ受ケムトスルモノ愈々多キヲ加ヘ同時ニ時勢ノ進運ニ伴ヒ従来ノ実科ノミヲ以テハ到底満足スルニ至ラサル状況トナレリ

(二) 一般実科ノ名称ヲ喜ハサルノ傾向漸次濃厚トナリ為メニ当町ニ女子教養機関アルニ拘ラス尚ホ他地方高等女学校ニ走ル者増加ノ傾向ヲ辿リ為メニ入学生募集上相当困難ヲ感スルニ至レリ…(中略)…

(三) 実科高等女学校ニテハ在学中諸般ノ事情ニヨリ転校ノ余儀ナキ場合ニ遭遇シタル際現在ノ俛ニテハ他女学校トノ連絡上甚タ不便ナルコト

(四) 実科高等女学校ヨリ更ニ向学心ノ為メ上級学校ニ志願スル者年次増加ノ傾向ニアルモ現在ノ組織ニテハ高等女学校ニ比シ特典ニ相違アルコト

以上ノ各項ノ実情ヨリ考察シテ茲ニ時勢ニ順応セシムル方法ヲトリ高等女学校ニ組織変更ヲ為サムトスル所以ナリ

実科高等女学校の「校風夙ニ揚リ生徒数愈々増加」とは言うものの、実態として実科ゆえに「当町ニ女子教養機関アルニ拘ラス尚ホ他地方高等女学校ニ走ル者増加ノ傾向ヲ辿リ為メニ入学生募集上相当困難」であることが表明されている。

また転校上の都合、進学の際のデメリットも指摘されているが、これらは実科高等女学校の設立の際すでに認識されておいて然るべきものである。

法令上本科高等女学校は独立校舎が必須であった。単独校舎の設立と本科変更申請がセットになっている点で、結局実科高女の開設は独立校舎を持つまでの暫定的措置でもあったと理解することができるのである。

### (3) 設置者変更

1933(昭和8)年3月、北海道庁は江別高女、池田高女、(帯広町立)姉妹高女、富良野高女の4校を庁立に移管するための費用負担者変更申請を行っている。道庁が文部省に示

した理由書については、江別高等女学校の項で取り上げるが、富良野町から道庁への寄附願は以下のようなものであった（3A10-13-1838の江別高等女学校の綴りにあり）。

1-5

(写)

寄附願

一、町立富良野高等女学校々地

所在 空知郡富良野第一区西一線三番地ノ一  
一町九段三畝十歩（五千八百坪）

二、町立富良野高等女学校々舎其他

所在 前記地内  
本校舎 五百九十七坪三合  
御真影奉安所 石造一棟  
住宅 二十九坪二合五勺

三、町立富良野高等女学校々具設備

一切

四、現在ノ校地、校舎、校具及設備中不備若ハ不適當ナル場合之ヲ修補整備シ又ハ該費用

五、庁立ニ移管後二ヶ年当該学校ニ要スル經常費（授業料其ノ他ノ収入ヲ控除シタル金額）

六、庁立移管後五ヶ年以内ニ於テ学級増加ノ為敷地ノ狹隘ヲ告ゲ又ハ特異ノ設備ヲ要スルニ至リタル場合ニ要スル費用

右本町立高等女学校ノ北海道地方費移管ニ伴ヒ寄附致度候条御採納相成度町会議決書相添へ奉願候也

昭和八年二月六日

富良野町長 松崎品治郎

北海道庁長官 佐上信一殿

添付している町会議決書謄本には、上の条件に加え「現任教職員及傭人ハ原則トシテ引継ヲ為サザルコトトシ転退職者ノ待遇ニ付キテハ甲（寄附者、つまり富良野町・筆者註）ニ於テ適當ノ措置ヲ講スルモノトス但北海道庁ニ於テ引続キ採用ヲ内示シタル者ニ就テハ此ノ限りニ在ラズ」とある。全体的にみて、寄附する方の立場が弱かったことは明らかと言える。

同時に庁立移管を果たした江別、姉妹、池田もまったく同様の寄附条件であった。

## 2. 江別高等女学校 (3A10-13-1838)

### (1) 実科高等女学校の設立

江別は札幌の隣に位置し、屯田兵村などを中核として形成された地域である。1916（大正5）年に町制が布かれている。昭和に入り、人口1万7千人を抱えた江別は、実科高等女学校の設立を申請する（1929（昭和4）年2月21日）。その理由については、設立調書に詳しい。

2-1

#### 実科高等女学校併設ニ関スル調書

一、本町ハ北海道札幌市ヲ距ル十三里半函館本線札幌岩見沢ノ中間二位シ広袤十二方里余戸数三千三百十戸人口一万七千四百人ヲ算シ江別市街地ハ其ノ中央ニ在リ石狩川、江別川自然ノ水利ト更ニ私設鉄道ノ便ニヨリ隣村当別村ノ物資ヲ集メ近村新篠津、月形、篠路、幌向、長沼、広島、千歳、恵庭ノ各村ヨリ集散スル農産百貨ノ輻輳殷賑ヲ極メ移出入貨物実ニ五十万噸ニ達ス又富士製紙株式会社ノ大工場其ノ他ノ工場アリテ其ノ数十四、職工一千二百余人工産総額一千万円ニ達ス

江別市街地及之ニ隣接スル工場地帯ヲ除ク他ハ純然タル農村部落ヲ形成シ農耕地七千町歩ヲ擁シ着実ナル混同農業ヲ経営シ農家戸数一千戸生産年額百三十万円ニ達シ石狩川治水工事ノ進捗ト共ニ将来更ニ一万町歩ノ農耕地開発セラルベク実ニ前途洋々タルモノアリ…(中略) …

二、本町ハ尋常高等小学校二、尋常小学校八ヲ有シ本年更ニ分校ニヨリ尋常小学校一ヲ増サントス（尋常校八ノ内分教場一ヲ含ム）

而シテ年々尋常小学校ヲ卒業スルモノ女子約二百二十余名ニ上リ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦タ多数ナリ然レドモ本町ニ其ノ施設ナク札幌市又ハ遠隔都市ニ寄宿又ハ汽車通学ニヨリ在学中ノ者百余名ヲ算スルモ多大ノ学資ヲ要シ中産階級以下ニ於テハ負担甚タ困難ナルノミナラス近時一般都市ニ於ケル入学希望者著シク増加シ從テ定員ノ關係上入学ヲ拒否セラルルモノ亦少シトセス一面世相ハ女子ヲシテ家庭ヲ離レ若クハ遠ク汽車通学ニヨリ勉学セシムルハ家庭ノ憂慮甚大ナルモノアリ故ニ本町ハ大正九年是等情勢ニ鑑ミ女子実業補習学校ヲ小学校ニ附設シ爾來今日マテ継続シ相当多額ノ経費ヲ投シ努力ヲ加ヘツツアルト雖モ一般ノ情勢ハ補習教育ヲ以テ到底満足スベクモアラス高等普通教育ヲ要望スルヤ切ナルモノアリ

茲ニ於テ本町ハ町勢ノ進展ト時代ノ趨勢ニ順応シ本町ノ中心地タル江別尋常高等小学校ニ実科高等女学校ヲ併設シ女子教育ノ振興ヲ企図スルト共ニ都市ニ憧憬スル子女ヲ収容シテ家庭的ニ普ク斯ク階級ヲ通シ経済的ニ地方ノ実情ニ適合セル実科ト学科ヲ兼備セル所謂公式ナル高等普通教育ヲ施サントス然シテ之カ認可ノ上ハ独リ本町ノ発展福利ニ止ラス隣接町村女子ノ通学又自ラ其ノ途ヲ得社会文化ノ進展ニ貢献スルモノ蓋シ大ナルヲ信ス

三、本町最近三ヶ年ニ於ケル尋常小学校並ニ高等小学校ノ女子卒業生数ハ別紙調書ノ如



クニシテ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ亦多数ニ上リ且ツ本町ト密接ノ關係アリテ他ニ通学不能ナル当別、幌向、新篠津ノ三村亦本町ト同数以上ノ卒業者アリテ地理的關係上他ニ教育機関ナキ為メ予定ノ収容人員ヲ超過スヘキハ自明ノ理ニシテ本町ニ之カ併設ヲ適当トスルハ一般ノ認ムルト同時ニ期待スル所ナリトス…(中略) …

六、別紙図面第三号ニ示ス如ク小学校四十二教室中前面十二学級ハ昭和四年度直チニ江別第三尋常小学校ヲ新設分離セントシ既ニ予算ヲ議定シテ手続中ナルヲ以テ本校舎ハ半年ヲ経スシテ本校ニ充当スルヲ得ルト共ニ特別教(育)室、職員室及年次増加スヘキ教室ニ使用スルモ尚余裕ヲ存スルヲ以テ小学校トシテ必要ナル特別教室ニ充テ徹底シタル義務教育ノ向上ヲ期スルト共ニ本校ノ完成ヲ期セリ…(中略) …

九、現在実業補習学校規程ニヨル江別裁縫女学校ハ本校認可ノ上ハ之ヲ廃校スル見込ナルヲ以テ昭和四年度予算ニ計上セス從テ在學生ノ処置ニ就テハ其ノ学カヲ考查シ本科第二学年ニ入学セシメ尚若干ノ補欠募集ヲ試ミ編成スルモノトス

中等教育の需要が高まっているが、女子の場合札幌や岩見沢の高等女学校に汽車通学させることに躊躇している状況が推察される。また、義務教育後教育機関として、実業補習学校である裁縫女学校を運営しているが、正規の中等教育機関として実科高女を設立したい、という論調である。またここでも、実科高女の利点として「家庭的ニ普クスク階級ヲ通シ経済的ニ地方之実情ニ適合セル実科ト学科ヲ兼備」していることがあげられている。

これに対する指令案、告示案等は3月11日に起案されており、速いテンポで認可手続きが進められたことが伺える。通牒案は以下のようなものである。

2-2

〔通牒案〕

案ノ四

年 月 日

〔普通学務〕局長

北海道庁長官宛

三月六日学教第四七九号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件別紙ノ通り指令相成タル処右ハ左記事項ヲ遂行スルコトヲ条件トシテ詮議相成タル次第ニ付此旨御示達ノ上可然御督励相成度追テ裁縫女学校生徒ヲ実科高等女学校ニ編入検定ノ際ハ貴庁吏員ヲ立会ハシメ其ノ問題及成績ヲ送付セシメタレ度

一、小学校々舎ハ必ズ予定通り建築ヲナシソノ移転後ハ実科高等女学校々舎トシテ充分設備ヲ行フコト

二、教具、備品ノ充実ヲハカルコト

- 三、教員組織ヲ改善スルコト
- 四、校医ノ手当ハ将来相当増額スルコト

監視付きであったとはいえ既存の実業補習学校からの編入が認められていたことが注目される。

(2) 本科への組織変更

江別実科高女は開校直後の同年5月、早くも学校の位置変更を申請している。申請書には独立校舎設置の見込みが立ったと述べられているが、財源に疑問をもった文部省は、以下のような照会をかけたようである。

2-3

昭和四年十一月二六日起案

〔照会〕案

年 月 日

〔普通学務〕局長

北海道庁長官宛

実科高等女学校位置変更ニ関スル件

十一月十四日学教大三八〇号ヲ以テ標記ノ件御進達ノ処右位置変更ニ要スル費用八万二百七十九円ニ関スル財源等詳細承知致度

これに対する北海道庁と江別町の回答は以下の通りである。

2-4

学教第三〇四七号

昭和四年一二月一八日

北海道庁長官池田秀夫

文部省普通学務局長殿

実科高等女学校位置変更ニ関スル件

十一月二十九日北普六八号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件別紙及送附候也

〔札幌郡江別町役場箋〕

財源調書

一 金八万二百七十九円 設置二要スル総額

内訳

金一万三千二百七十九円 一般町費並ニ指定寄附金

金三万二千円 中等学校設置積立金繰入

金三万五千円 基本財産運用繰入

計金八万二百七十九円

説明

一、町費並ニ寄附金一三、二七九円中指定寄附金ハ敷地買収並ニ設備費ニ対シ現金又ハ備品ヲ以テ寄附ヲ受クル見込ニシテ総額九、〇一二円ヲ予定セルモノトス内既ニ敷地買収ニ対シ六、〇一二円ノ寄附収入ヲ見残額三、〇〇〇円ハ校舍新築施行ニ伴ヒ富士製紙株式会社其ノ他ノ法人並ニ個人ニヨリ設備費ニ対シ寄附ヲ受クル見込ニシテ収入確實ナルモノトス

次ニ一般町費四、〇〇〇円ハ昭和三年度以降繰越金剰余額ヲ充当ノ見込ナリ然ルニ昭和三年度決算ノ結果五、〇〇〇円余ノ繰越金増加ヲ見タルヲ以テ既ニ之カ財源ヲ得タルモノトス

二、中等学校設置積立金繰入三二、〇〇〇円ハ本町中等学校設置ノ目的ヲ以テ大正十三年度以来積立金ヲ設ケ現在三四、〇〇〇円余ヲ定期預金トシテ積立中ナルヲ以テ本財源トシテ三二、〇〇〇円ヲ繰入充当スルモノトス

三、基本財産運用繰入三五、〇〇〇円ハ現在本町基本財産銀行預金四二、六八三円ノ内ヨリ之ヲ運用充当スルモノニシテ起債ニ準ズベキ性質ナルモ本町ハ自給自補ノ主義ニヨリ将来負担トナルベキ町債等更ニ有セズ支消ノ翌年ヨリ十ヶ年ヲ以テ補填シ得ルモノトス

大正後半の中等教育拡充期に江別町は中等学校設立費用を積み立てていた。次にあげる文書で、北海道庁が述べているように、正確には中学校の設立を企図して積み立てていたものである。これを実科高女独立校舎の建築に充てるという財政計画であった。

この位置変更が認められ新校舎が完成した2年後の1932（昭和6）年12月、江別町は北海道庁の副申とともに本科高等女学校への組織変更を申請する。

2-5

学教第二四一五号

昭和六年一月十日

北海道庁長官佐上信一

文部大臣田中隆三殿

江別実科高等女学校ヲ高等女学校ニ組織変0更方申請ニ付副申

管下札幌郡江別町長ヨリ全町立江別実科高等女学校ノ組織ヲ変更シ四ヶ年課程ノ公立高

等女学校ト致度旨申請有之候処別紙意見書ノ通適當ノ措置ト被認候条御認可相成候様致度此段及副申候也

### 江別実科高等女学校組織変更ニ関スル意見書

江別市ハ大正十年其ノ地ニ中学校ヲ設置スヘク画策スル所アリシカ男子ハ比較的附近都市タル札幌又ハ岩見沢町ニ通学容易ナルモ女子ハ之ニ反スルモノアルヲ以テ遂ニ中学校設置計画ヲ止メ高等女学校ヲ以テ之ニ代フルコトトシ昭和四年度ヨリ実科高等女学校ヲ設置シ適當ノ時期ニ於テ高等女学校ニ組織ヲ変更セントシ昭和五、六両年度ニ於テ校地五千十六坪ヲ選定シ且ツ八百八十三坪五合ノ木造二階建校舎ヲ新築シタルヲ以テ茲ニ当初目的ニ向フテ進マントスルモノナルモ事実ニ於テ実科高等女学校入学者ハ漸減ノ状態ニアリ申請ノ通組織変更スルヲ以テ適當ノ措置ナリト認ム

一、校地ハ相当ノ地積ヲ有シ校舎ハ普通教室九ノ外裁縫家事作法音楽理科等ノ特別教室其ノ他必要ナル諸施設完成シ生徒ノ収容上些ノ遺憾ナク一般校具及教授用具亦相当設備セラレタリ

二、修業年限四ヶ年ナルカ本道文化ノ程度ヨリ見テ適當ナルヘク生徒定員ハ四百ニシテ各学年ニ学級百名宛ナレハ従来ノ実科高等女学校入学者ヨリ見ルト或ハ此ノ人員ニ達スルコト困難ナルニ非ザルヤヲ疑ハシメラルルモ組織変更後ハ地元ニ於テ高等普通教育ヲ受ケ得ラルル便宜アルト従来他地方学校ニ入学シタル者モ勢ヒ本校ニ学ブニ至ルヘク予想セラルルト更ニ附近町村ヨリノ入学者ヲ生スヘキコトニ依リ自然生徒数ヲ増加シテ予定人員ニ近キ入学者ヲ得ラルルモノト予想ス

三、經常費ハ之ヲ生徒ノ授業料及一般町税ニ求ムルモノナルカ既ニ相当經費ヲ計上シテ經營シ居ルカ為昭和七年度ハ本年度ニ比シ二千四百七十五円ヲ増額スルヲ以テ足ルヘクシカモ授業料ノ増徴額千二百五十円ヲ差引クトキハ僅ニ千二百二十五円ノ増額ヲ以テ足り維持上別段困難ナキモノト思料ス

四、従来ノ実科高等女学校生徒ハ組織変更ノ際検定ノ上相当学年ニ編入スルモノトナリ

江庶第三一〇号

昭和六年十一月四日

北海道札幌郡江別町長鈴木善治

文部大臣田中隆三殿

江別実科高等女学校組織変更認可稟請

江別実科高等女学校ノ組織ヲ変更シ昭和七年四月一日ヨリ高等女学校令ニヨル修業年限四ヶ年ノ高等女学校ト致度候条御認可ヲ得度別紙関係調書相添此段稟請候也

実科高等女学校ヲ高等女学校ニ組織変更ニ関スル調書

一、本町ハ女子教育機関ノ必要ヲ痛感シ昭和四年度修業年限四ヶ年ノ実科高等女学校ヲ江別尋常高等小学校ニ併設認可ヲ得直チニ開校ト共ニ一面校舎新築ノ計画ヲ定メ敷地ヲ

選定シテ昭和五年三月位置変更ノ御許可ヲ経専ラ之レカ完成ト設備ノ充実に努力ノ結果現在位置ニ校舍ヲ建築シ内容ノ整備一切ヲ整へ本年度ヲ以テ高等女学校トシテ必要ナル施設万般ニ亘リ全ク完成ヲ遂グルニ至レリ

一、従来本校生徒入学ノ成績ヲ案スルニ左表ノ如ク校舍設備年次完成シ一面有資格ノ職員ヲ充実に経営上多大ノ努力ヲ払ヒタルモ入学者之ニ伴ハサルハ尚地方一般ノ傾向ハ実科ノ名称ヲ喜ハサル立証ニシテ生徒募集上頗ル困難トス

一、実科高等女学校ハ現在普遍的ニ設置ナキヲ以テ在学中転校ノ場合他ノ諸学校トノ連絡上不便ヲ感ス

一、実科高等女学校ハ実質ニ於テ適切ナルモ上級学校ニ志望スル場合高等女学校ニ比シ特典ニ相違アリ

一、以上ノ事由ニヨリ高等女学校ニ組織ヲ変更スルトキハ本町内ノ入学志望者ニ於テモ更ニ増加スルト共ニ近村当別新篠津幌向広島篠路等近接町村ノ志望者ヲ収容シ定員数ニ達スル入学者ヲ得ルハ容易ナリトス…(後略) …

組織変更理由は、他の事例とほぼ同様である。しかし、道庁が申請を後押しする際に、江別町は「昭和四年度ヨリ実科高等女学校ヲ設置シ適當ノ時期ニ於テ高等女学校ニ組織ヲ変更セン」として独立校舍を建築した、と述べてしまっている点に注目したい。そうであるならば、実科高女が不人気であることは当初から承知していたことになり、そうすると、「家庭的ニ普ク斯克階級ヲ通シ經濟的ニ地方之実情ニ適合セル実科ト学科ヲ兼備」云々という当初の実科高女設置理由はかなり怪しいことになる。

### (3) 設置者変更

富良野の項で述べたが、道庁は1933年に江別、富良野ほか2校の道庁移管を文部省に申請している。その申請書綴りはこの江別高等女学校の簿冊に綴じられているので、ここで、道庁がどのような理由で設置者変更を申請したのかを見ておくことにする。

2-6

学第三三二号

昭和八年三月四日

北海道庁長官 佐上信一

文部大臣 鳩山一郎殿

公立高等女学校費用負担者並ニ名称変更ノ件認可稟請

管下町立左記四高等女学校ノ費用負担者ヲ昭和八年四月一日ヨリ北海道地方費ニ変更スルト共ニ其ノ校名ヲ別紙ノ通改称致度候条御認可相成度別紙理由書、調書等相添此段及稟請候也

…(中略) …

理由書

江別、池田、帯広姉妹及富良野四高等女学校ノ沿革ハ左ノ通ニシテ

江別高女	昭和四年三月 実科高女トシテ設置	昭和六年十一月 高等女学校ニ組織変更
池田高女	昭和四年四月 実科高女トシテ設置	昭和六年四月 高等女学校ニ組織変更
帯広姉妹高女	大正九年四月 私立実科高女トシテ設置 昭和四年三月 高等女学校ニ組織変更	昭和七年一月 町立ニ変更
富良野高女	大正十五年三月 実科高女トシテ設置	昭和七年四月 高等女学校ニ組織変更

何レモ設置以来其ノ成績相当見ルベキモノアリシモ近年一般經濟界ノ不況ニ加フルニ特ニ本道ニ於テハ凶作水害等ノタメ更ニ町財政ハ極度ノ逼迫ヲ告ゲ之ガ維持經營実ニ容易ナラザルモノアルヲ以テ之ヲ地方費ニ移管セラレタシトノ町民ノ要望切ナルモノアリ一方本道ニ於ケル庁立高等女学校数ハ現在十三校ニシテ庁立中学校ノ十八校ニ比スルニ尚一段ノ拡充ヲ要スルモノアルノ外前記四校ノ生徒数ハ附近町村ヨリノ入学者ヲ以テ大部分ヲ占ムルノ実情ヨリ考察スルモ単ニ之ヲ一町村ノ負担ニ帰セシムベキモノニアラザルヲ被思料ノミナラズ地理的ニ見ルモ同地方ニハ庁立高等女学校ヲ設置スルノ要アルモノニシテ夙ニ本庁ニ於テ計画セル庁立学校擴張計画網中ニ含マレ其ノ実現ヲ企図セラレ居リタルモ地方費財政ノ都合上遂ニ今日ニ至リタルモノナルヲ以テ此ノ際之ヲ地方費ニ移管シ既定計画ノ実現ヲ図リ町民ノ要望ニ応ズルト共ニ他面一層地方女子高等普通教育ノ進展向上ヲ期セントスルモノナリ

調書

一、名称

新校名	旧校名
北海道庁立江別高等女学校	江別高等女学校
北海道庁立池田高等女学校	池田高等女学校
北海道庁立帯広高等女学校	北海道帯広町立姉妹高等女学校
北海道庁立富良野高等女学校	富良野高等女学校

…(中略) …

五、経費及維持ノ方法

昭和八年度及昭和九年度ノ兩年度ハ其ノ所要経費中ヨリ授業料等ノ収入ヲ控除シタル金額ヲ現設立者ヨリ北海道地方費ニ寄附セシメ昭和十年度以降ハ北海道地方費一般会計ヲ以テ維持経営ス尚現校地、校舎及内部設備等ニシテ不十分ナルモノニ対シテハ之ヲ現設立者ニ指示シ現物又ハ其ノ所要経費ヲ北海道地方費ニ寄附セシメ充実ヲ図ルモノトス  
…(中略) …

九、授業料、入学料等

別途申請ノ通一般北海道庁立高等女学校学則ニ依ル即左ノ通

授業料 四円五十銭

入学手数料 三円

入学料 三円

…(後略) …

主なる移管の理由は、町財政の逼迫による経営状況の悪化、町立でありながら周辺町村からの入学者も受け入れているという齟齬の解消（つまり庁立高等女学校増設の必要性）、大正期の中等学校拡充計画の補填、といったあたりである。

いずれにしても、最初の2年間は地方費を要せず、しかもある水準までの完備を町に負担させることで、庁立学校設立の初期費用を大幅に削減することが可能である。

また、江別高等女学校の町立時代の授業料は3円であった。しかし地方費移管により他の庁立高等女学校にあわせ、4円50銭に値上げされた。

加えて移管条件は富良野の場合とまったく同じであり、教員の雇用はいったん完全に白紙に戻されて任命権も道に移される。

庁立化によって失われるものも少なくなかった。

### 3. 江差高等女学校 (3A10-13-1842)

#### (1) 実科高等女学校の設立

江差町は函館から70キロほどの日本海側に位置している。古くから漁業や海運が盛んであったが、中等教育機関の設立が進まなかった。すでに函館には庁立中学校や高等女学校が存在していたが、やはり江差でも女子を遊学させることにはためらいがあり、自前の女子中等教育機関の設立に動く。既存の実科女学校をベースに実科高等女学校の設立申請が行われたのは1933（昭和8）年3月である。

3-1

庶第二八三号

昭和八年三月六日

檜山郡江差町長原田浅次

文部大臣鳩山一郎殿

高等女学校令ニ依ル学校設置認可申請

本町ハ昭和八年度ヨリ別紙学則ニ依リ実科高等女学校ヲ設置致度候条御認可相成度此段申請候也

設置ノ理由

当町ニ於テハ昭和五年度ヨリ高等小学校卒業生及同等資格者ヲ入学セシムベキ実業補習学校規程ニ依リ実科女学校ヲ設立セルモ近年著シク児童ハ勿論父兄ニ於テモ向学ノ念強ク為メニ高等女学校令ニ依ル学校ノ入学志望者多数アルモ父兄ハ子女監督上都会ニ遊学セシムルヲ好マス為メニ昭和六年度ノ如キハ未タ曾テ無キ多数ノ入学者アリト雖檜山支庁管内ニ於ケル小学校卒業女子千六百四十三人ニ対シ高等女学校入学者僅カニ四十二名ノ少数ニ過キザル状態ニ有之依テ当町民ハ勿論附近町村等一般ノ希望ヲ満タサシムル關係上現在ノ実科女学校（実業補習学校令ニ依ルモノ）ヲ廃止スルト同時ニ高等女学校令ニ依リ実科高等女学校ヲ設置シ層一層女子ニ対スル徳性ヲ涵養シ家政実科ニ関スル智識技能ヲ授ケントス

江差実科高等女学校設置ニ関スル調書

一 名称

江差実科高等女学校

二 修業年限 四箇年

三 生徒定員

二百人（各学年一学級五十人宛合計四学級）

四 開校年月

昭和八年四月

五 経費及維持ノ方法

一、経費別紙ノ通



二、維持ノ方法ハ授業料及入学料並ニ入学考査料ヲ以テ幾部ヲ補ヒ他ハ町費負担トス

六 位置

別紙送北海道庁長官ヨリ位置認可申請ノ通り

七 学則

別紙ノ通り

八 教員組織

- (一) 学校長ハ当分附近ノ柏樹尋常高等小学校長ヲシテ兼任セシム
- (二) 教諭ハ専任者男一名女二名トシ前者八月俸八十円八十五円後各五十円前後ノ予定
- (三) 嘱託教師男二名女二名
  - イ 小学校男教師二名ニ教授ヲ嘱託ス月手当一人五円トス
  - ロ 女教員二名ニ教授ヲ嘱託シ手当一人三十円トス
- (四) 書記一名
  - 月手当三円ヲ以テ教諭ニ兼務セシム

九 授業料 月額二円

入学料 一円

入学考査料 一円

一〇 校舎 三百五十六坪

木造垂鉛葺二階建ニシテ明治三十八年柏樹尋常高等小学校トシテ建造セルモノニシテ相当年所ヲ経タルモ材料ハ総檜造リニシテ極メテ堅牢使用上遺憾ナシ

…(中略) …

現在実科女学校生徒処分方法

本科一年終了者ハ実科高等女学校第二学年ニ本科二年終了者ハ第三学年ニ学力検定ノ上入学セシム

専修科生徒ヲシテ相当年齢ニ達シタルモノハ其学力ヲ検定ノ上第二学年乃至第三学年ニ入学セシム

既存の実業補習学校では満足できず、さりとて都会の高等女学校に遊学させることもできない。そのために実科高等女学校を設立する、という論の運び方については他の事例と共通している。しかし江差の申請にはあまり「実科」高女の長所を強調した文体とはなっていない。せいぜい「女子ニ対スル徳性」の「涵養」が謳われている程度である。

なお、江差の申請の場合特徴的なのは、実科高女のカリキュラムに当初から「英語」を組み込んでいることである。実科高女の学科目は修身、国語、歴史、数学、理科及家事、裁縫、図画、唱歌、実業、体操で構成され、これに他の学科目を加える場合には文部省の認可を受けることになっていた。したがって、以下のような文書が文部省に残ることになる。

3-2

学第五一〇号

昭和八年三月二〇日

北海道庁長官佐上信一

文部大臣鳩山一郎殿

江差実科高等女学校ニ外国語加設ニ関スル件

別途設置認可申請中ノ管下檜山郡江差実科高等女学校ニ於テ外国語（英語）ヲ随意科目トシテ加設致度旨江差町長ヨリ認可申請有之候処全地方ノ状況ヨリシテ希望者ニ対シ極メテ簡易ナル日常英語ヲ課スルハ相当効果アルコトト被認候条御認可相成候様致度副申候也

庶第二八三号

昭和八年三月六日

檜山郡江差町長原田浅次

文部大臣鳩山一郎殿

加設科目認可申請

町立江差実科高等女学校設置ニ関シ別途認可申請中ノ処該校ハ檜山支庁管内唯一ノ女子中等学校ニ有之卒業後地方中堅婦人トシテ樹ツベキ教養上是非共外国語（英語）ヲ随意科目トシテ加設致度候条御認可相成度此段申請候也

実科高女設置申請に対し、文部省は3月月末に認可の告示、指令などを起案している。その中の通牒案は以下のようなものである。

3-3

昭和八年三月二五日起案

…(中略) …

案ノ二

年 月 日 局長

北海道庁長官宛

江差実科高等女学校設置ノ件

三月二十日学第五一三号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件別紙ノ通り指令相成リタル処右ハ左記事項ヲ条件トシテ詮議セラレタル義ニ付実行方御督励相成度

記

一、校長ハ之ヲ専任トシ昭和八年度俸給追加予算議決ノ上本省ニ報告スルコト

江差町は示された条件に対応して5月に専任の校長を確保したこととそのために予算を再編成したことを報告している。

(2) 本科への組織変更

その後、1935（昭和10）年、他の事例と同様に江差は独立校舎を確保する。その上で1937（昭和11）年12月に本科への組織変更を申請している。

3-4

丑学第二八号

昭和十二年一月九日

北海道庁長官池田清

文部大臣平生夙三郎殿

江差実科高等女学校組織変更方認可申請ノ件副申

管下江差町長ヨリ江差実科高等女学校組織変更ニ関シ別紙ノ通申請有之候処右ハ理由書記載ノ通地方ノ実情ニ稽ヘ適当ノ措置ト認メラレ候条御詮議相成候様致度右副申候也

庶第一九〇八号

江差実科高等女学校組織変更認可稟請

江差実科高等女学校ノ組織ヲ変更シ昭和十二年四月一日ヨリ高等女学校令ニ依ル修業年限四ヶ年ノ高等女学校ニ改メ度候条御認可相成度別紙関係書類相添此段稟請候也

昭和十一年十二月十六日

北海道檜山郡江差町長原田浅次

文部大臣平生夙三郎殿

…(中略) …

実科高等女学校ヲ高等女学校ニ組織変更ニ関スル調書

第一 組織変更ノ理由

一、本町嚮ニ女子教育機関ノ必要ヲ痛感シ昭和五年五月町民ノ与論ニ基ヅキ実業補習学校規程ニ依ル実科女学校ヲ町内柏樹尋常高等小学校内ニ併設シ青年子女ノ教養ニ努メタルモ更ニ時勢ノ進運ヲ地方民ノ要望ニ基ヅキテ一旦之ヲ廢シ新ニ昭和八年四月小学校旧校舎ヲ利用シテ高等女学校令ニ依ル実科高等女学校ヲ設置開校セリ次イデ熱烈ナル校舎

新築ノ議起コリタルヲ以テ昭和十年七月現在ノ豊川町ニ敷地ヲ選定シテ新築ノ□□起シ同年十二月竣成其間鋭意内容ノ整備充実ニカメ遂ニ高等女学校トシテ必要ナル一切ノ施設完成ヲ告グルニ至レリ

一、従来本校生徒入学ノ状況ヲ案ズルニ左表ノ如ク校舎設備完成シ内ニ有力ナル有資格教員ヲ充実シ経営上多大ノ努力ヲ払ヒタルモ入学者之ニ伴ハザルハ一ニ当地方一般ノ傾向ハ明ニ実科ノ名称ヲ喜バザルモノト認メラレ生徒募集上困難ナルヲ以テ地方ノ要望ニ応ヘ一ハ生徒募集ヲ容易ナラシメントスルニアリ

学年\年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度
第一学年	三三	三八	三八	三八
第二学年	二一	三八	四二	三九
第三学年	四三	三二	四四	三七
第四学年		四四	三一	四〇
計	九七	一五二	一五五	一五四

尚右ノ如ク実科ヲ喜バザル証左ハ本校設立後モ当町ヨリ不便不利ヲ忍ビテ遠隔地ノ高等女学校ニ入学スル者毎年数名宛ヲ出シツツアルノ現状ニアリ

一、実科高等女学校ハ昭和九年十月一日現在文部省調査「全国高等女学校実科高等女学校ニ関スル調査」ニ依ルニ全国僅カニ二百〇八校本道内十校ヲ算スルニ過ギズ從ッテ在学中父兄ノ転任転住等ノ場合転校ノ希望ヲ有スル者モ其地ニ同種学校ナキ為廢学ノナキニ至ルモノ存スルノ実状ニアリ

一 実科高等女学校ハ其長所トスル点ナキニシモ非レドモ上級学校入学ニ関シ高等女学校卒業者ニ比シ著シク不利ナルヲ免レズ

一、本町ハ檜山支庁管内ニ於ケル支庁ヲ始メ裁判所警察署稅務署等諸官衙ノ集中的所在地ニシテ教育文化産業等諸種ノ点ヨリアラユル部面ニオケル当地方ノ中心ナルガ故ニ高等女学校設置ノ必要ヲ痛感スルモノナリ

一、女子ハ男子ト異ナリ特ニ父兄ノ監督ヲ要スル部面少カラズ一度素行上ノ問題等起ランガ為ニ将来再起スルコト能ハズカカル女子独特ノ立場ヨリスルモ当地ノ如ク近接地ニ高等女学校ヲ有セザル地ニ於テハ特ニ其必要ヲ認ム

以上ノ事由ニ依リ高等女学校ニ組織ヲ変更スルハ当地方ノ福利ヲ増進スルノミナラズ生徒募集上ヨリハ本町内□□ニ近接町村ノ入学志願者全部ヲ収容シウルヲ以テ定員數ニ達スル入学者ヲ得ルハ容易ナリト認メラル

…(後略) …

当初の実科の高女を設立する理由がやや控えめに述べられていた分、ここでは本科高女

設立理由、つまり実科ではだめな理由がかなり率直に展開されている。「地方一般ノ傾向ハ明ニ実科ノ名称ヲ喜バザル」状態であり、実科高女は常に定員割れの状態であった。

また江差町は、「支庁ヲ始メ裁判所警察署税務署等諸官衙ノ集中的所在地ニシテ教育文化産業等諸種ノ点ヨリアラユル部面ニオケル当地方ノ中心」なので「高等女学校設置ノ必要」がある、という表現から高等普通教育機関の設置が町のステータスでもあったと考えていたことが伺われる。

なおこの申請に添付されている新学則案によると授業料は実科に比べ50銭値上げされ、2円50銭となっている。

この本科変更に対する文部省の判断は、以下のような指令案、および当該起案文書末尾にある「備考」にある通りであった。

3-5

昭和十二年一月十三日起案

公立実科高等女学校組織変更ノ件  
指令案

北海道檜山郡江差町

昭和十一年十二月十六日庶第一、九〇八号申請江差実科高等女学校組織変更ノ件左記条件ニ依リ認可ス

年 月 日

文部大臣

記

一、昭和十二年度ニ於テ予定計画ノ通教授用備品ヲ充実シ教員組織ノ改善ヲ為スコト

…(中略) …

(備考)

一、江差実科高等女学校ハ昭和八年三月設置認可シ同年四月ヨリ開校今日ニ至リタル所、同校ハ昭和十年六月一ヲ現在地ニ変更シ校地ハ従来ノ二、一九二坪ヨリ六、〇七〇坪ニ拡張、校舍モ普通教室四、特別教室六、屋内体操場及講堂一二改築、順次高等女学校トシテノ設備ヲ充実シ来リ、今回同地方民ノ要望ニ依リ高等女学校ニ組織変更セント申請ニ及ビタルモノニ有之、同地方ノ情况ヨリ見テ適当ナル措置ト認メラルルニ依リ、特別ノ詮議ヲ以テ認可相成可然ト認ム

但シ同校現在ノ教員組織及設備ノ情况ヨリ遺憾ノ点モ有之ニ付テハ本件改善充実スル様右案ノ通条件ヲ附シ認可スルコトト致度

…(中略) …

八、教授用備品ノ充実及教員組織ノ改善計画書提出アリ

(一) 教授用備品ノ充実

理科、地理、歴史ノ備品充実ノ為昭和十二年度ニ於テニ、〇〇〇円ヲ予算ニ計上スルコトトシ順次充実スルモノトス

(二) 教員組織ノ改善

現在数学、地理ノ有資格教員ナキ為之ヲ加ヘ更ニ無資格教員等モ多キニ依リ順次改善スルモノトス

本件ハ認可ノ条件トセリ

末尾にあるように江差町が別途提出していた施設設備、スタッフの改善計画の実行が本科変更の条件とされた。

(3) 設置者変更

本科変更の同年1937（昭和12）年秋、北海道庁は江差高等女学校と野付牛（現在の北見市）高等女学校2校の設置者変更を文部省に申請している。これによって、江差町にも庁立学校が設立されることになった。

3-6

丑学第一三二五号

昭和十二年九月二十四日

北海道長官石黒英彦

文部大臣安井英二殿

公立高等女学校費用負担者変更並ニ名称変更ニ関スル件認可申請

管下左ノ二高等女学校ノ費用負担者ヲ昭和十二年十月一日ヨリ北海道地方費ニ変更スルト共ニ其ノ名称ヲ別紙ノ通変更致度候条御認可相成度理由書調書等相添ヘ右申請候也  
追テ本件ハ現設立者ト連署申請可致筋合ノモノトハ存候得共便宜現設立者ヨリ提出ノ変更ニ伴フ寄附願書写相添候条特ニ御詮議相成度申添候

記

北海道野付牛高等女学校

北海道江差高等女学校

理由書

野付牛、江差両高等女学校ノ沿革ハ左ノ通ニシテ

野付牛高等女学校 昭和十一年二月設置

江差高等女学校

昭和八年三月実科高女トシテ設置

昭和十二年一月高等女学校ニ組織変更

何レモ設置以来日浅キニ係ハラズ其ノ成績相当見ルベキモノアルモ町財政ノ逼迫ハ本校維持経営容易ナラザルモノアルヲ以テ地方費ニ移管セラレタシトノ町民ノ要望切ナルモノアリ

一方本道ニ於ケル庁立高等女学校ハ現在十八校ニシテ地理的ニ見ルモ同地方ニ庁立高等女学校ヲ設置スルノ要アルヲ認め茲ニ同校ヲ地方費ニ移管シ一層地方女子高等普通教育ノ充実進展ヲ期スルト共ニ他面同地方民ノ要望ニ応ヘントスルモノナリ

## 調書

### 一、名称

新校名

旧校名

北海道庁立野付牛高等女学校

北海道野付牛高等女学校

北海道庁立江差高等女学校

北海道江差高等女学校

### 二、修業年限

従来通 本科四年トス

### 三、生徒定員

北海道庁立野付牛高等女学校 四百名

北海道庁立江差高等女学校 二百名

### 四、費用負担者変更年月日

各校トモ昭和十二年十月一日

### 五、経費及維持ノ方法

昭和十二年度ニ於テハ野付牛町ヨリ經常費二千三百六十七円臨時費四万二千五百円ヲ江差町ヨリハ經常費四千八百四十八円臨時費一万七千五百円ヲ寄附シ昭和十三年度及同十四年九月迄ノ經常費ハ指定寄附トシ其ノ後ハ之ヲ北海道地方費ニ於テ維持経営ス

### 六、寄附願書写

別紙ノ通り

…(中略) …

### 九、授業料手数料等

別途申請ノ通北海道庁立高等女学校ニ同ジ  
即チ

授業料 四円五十銭

入学検定手数料 三円

入学料 三円

但シ野付牛高等女学校ノ分ハ従来通ニ付其ノ俣トス

…(中略) …

## 寄附願

本町立江差高等女学校ヲ北海道地方費ニ移管ノ上ハ爾後二ヶ年間当該校ニ要スル經常費

(授業料其ノ他ノ収入ヲ控除シタル金額) ヲ寄附致度候条御採納相成度候成

昭和十二年七月五日

檜山郡江差町長原田浅次 印

北海道長官石黒英彦殿

江差町会議決書謄本

高等女学校寄附条件ノ件

江差高等女学校ヲ北海道地方費ニ移管ニ付左記条件ヲ附スルモノトス

寄附条件

第一条 移管ノ時期ハ之ヲ昭和十二年 月 日トス

第二条 寄附者(甲)ハ地方費(乙)ニ対シ当該学校ノ敷地並ニ校舍校具及設備ノ一切ヲ無条件ヲ以テ寄附スルモノトス

第三条 北海道庁ニ於テ現在ノ校地、校舍、校具及設備中不備若ハ不適當ト認ムル点ハ昭和十二年度中甲ニ於テ之ヲ修補整備シ又ハ該費用ヲ乙ニ寄附スルモノトス

第四条 庁立移管後二箇年間当該学校ニ要スル經常費(授業料其ノ他ノ収入ヲ控除シタル金額)ハ毎年度之ヲ甲ヨリ乙ニ対シ寄附スルモノトス

前項ノ金額ハ毎年乙ノ通知ヲ俟テ其ノ指定期日迄ニ納付スルモノトス

第五条 移管後五箇年以内ニ於テ学級増加ノ為敷地ノ狹隘ヲ告ゲ又ハ特異ノ設備ヲ必要トスルニ至リタル場合ハ甲ハ乙ニ対シ其ノ費用ノ寄附ニ応ズルモノトス

第六条 現在教職員及傭人ハ原則トシテ引継ヲ為サザルコトトツィ転退職者ノ待遇ニ付テハ甲ニ於テ適宜ノ措置ヲ講ズルモノトス

但シ北海道庁ニ於テ引継キ採用ヲ内示シタル者ニ就テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年六月二十一日議決

右謄本也

江差町長 原田浅次 印

従って、江差高女は本科変更初年度内に庁立移管を果たしたことになる。しかし2年間の經常費負担や人事を引き継がないなど、道庁から示された移管の条件は、富良野や江別の場合とまったく同じであった。江差の場合はこれに加え授業料が2円50銭から4円50銭に値上げされた。

庁立といっても移管当初は実質上町営である。加えて移管によって上のような数々の不利益が生じるのであるが、江差町はそのような負担と庁立学校設置を天秤に載せ、庁立を選択したということになる。



#### 4. 砂川高等女学校 (3A10-13-1848)

##### (1) 町立本科高等女学校の設立

砂川は札幌と旭川のほぼ中間に位置し、空知地方の主要都市である滝川に隣接している。もともと石炭や木材輸送の中継地点として栄えてきたが、昭和10代に入り大規模な化学肥料工場を誘致し、工業が基幹産業の一翼を担うようになった。人口も4万人を越え、町として中等教育機関の設立を企図しはじめる。

1941 (昭和16) 年2月に来年度の開校を目指し、高等女学校の設置を申請する。

4-1

巳学第三五五号

昭和十六年三月八日

北海道庁長官 戸塚九一郎

文部大臣 橋田邦彦殿

北海道砂川高等女学校設置ノ件副申

管下空知郡砂川町長ヨリ北海道砂川高等女学校設置ノ義別紙ノ通申請有之候処右ハ理由書記載ノ通近時時局産業ノ勃興ニ連レ高等女学校設置ノ要望熾烈ナルモノアリ町財政ヲモ考慮シ既設砂川高等家政女学校ヲ廃止シ高等女学校タラシメントスルモノニ有之事情余儀ナク且計画適当ナルモノト被認ヲ以テ御詮議相成候様致度右副申候也

砂教第三一号

高等女学校設置認可申請

高等女学校令第四条ニ依リ砂川町立高等女学校設置致度候条御認可相成度関係書類相添此段及申申請候也

昭和十六年二月八日

北海道空知郡砂川町長佐藤伊久馬

文部大臣橋田邦彦殿

…(中略)…

理由書

本町ノ自治ハ開基以来既ニ五十一年此ノ間主産業タル農産林産畜産及石炭鉱業ノ隆冒ト共ニ逐次発展シ、殊ニ事変以来生産拡充ノ基本産業タル鉱業会社ノ飛躍的増産実施ヲ中心トシテ東洋高圧株式会社石狩火力発電所住友化学其他ノ化学工場設立ト共ニ戸口頓ニ増加シ今ヤ戸数六千戸、人口四万ヲ算シ尚今後益々増加ノ趨勢ニ在リ

由来町勢ト其ノ指導ニ関シテハ常ニ各般ニ亘リ著々善処シ来レル処ナリト雖モ、就中時勢ノ進運ト本町ノ発展性ニ鑑ミ真ニ住民ノ安定ト人的資源ノ確保ヲ期シ、愈々産業振興ノ基礎ヲ確立センガ為メ、子弟ニ対スル教育機関ヲ完備セシムルノ緊要ナリトスル見地ヨリ先以テ昭和十三年砂川高等家政女学校ヲ設置シ尚近キ将来ニ於テハ中学校ヲ設置

シ町勢悠遠ノ礎石ヲ得ントスル次第ナリ

翻テ慮ルニ時勢ニ伴ヒ一般町民ノ子弟教育ニ対スル関心ハ年ト共ニ深キヲ加ヘ今ヤ中等教育ヲ授ケントスル観念ノ普及セラレタル証左トシテ曩ニ設置シタル砂川高等家政女学校ハ開校以來日尚浅キニ不拘逐年入学志願者ノ増加ヲ見ルハ洵ニ邦家ノタメ慶祝スベキ現象ニシテ中等学校設置ノ効果漸ク顕揚セラレタルヲ見ル

然ルニ前記砂川高等家政女学校ハ設立当時ニ於テ実業教育ヲ根幹トシタル關係上現ニ百五十名ヲ算スル高等女学校入学志望者ハ何レモ多大ノ犠牲ヲ払ヒツツモ他市町村学校ニ入学スルノ外ナク生徒ノ保護監督上父兄ノ苦心ハ勿論自然学費モ多額ヲ要シ精神的ニモ経済的ニモ少ナカラズ苦心ヲ感ジ延ヒテ町民ノ安定性ヲ脅威スルノミナラズ他面町勢發展上ノ碍障タルヲ免レズ

之レガ為メ現高等家政女学校ヲ廃止シ、新ニ高等女学校ノ設置ヲ要望スルノ声澎湃トシテ起リ、最近ノ調査ニ依ルニ本町内ニ於ケル高等女学校本科入学志望者ハ尋常六年ノミニテ既ニ百人ヲ算ヘ、外ニ高等科児童ヨリノ志望者ヲ合スルトキハ百五十名ニ達シ尚戸数ノ増加ト共ニ将来益々増加ヲ予想セラルル実情ニ照ラシ中等学校入学試験制度ノ改正等ニヨリ益々激化ヲ見ントスル地方民女子ノ入学難緩和ノ点ヨリ見ルモ高等女学校設置ノ緊要ナルヲ痛感スル処ナリ

然レ共本町目下ノ財政並ニ物資国策上砂川高等家政女学校ヲ存置ノ俛別ニ本校ヲ新設スルガ如キハ極端ナル経費ノ膨張ヲ伴ヒ実現困難ナル実情ニ鑑ミ現在ノ砂川高等家政女学校ヲ廃止シ、新ニ高等女学校令ニ依ル高等女学校ヲ設置シ、現在高等家政女学校第一学年修了見込者ヲ高等女学校本科三年生ニ編入セシムルノ方途ヲ以テ生徒処置ニ支障ナカラシメ今后ハ町内全般ノ高等女学校入学志願者ノ入学難ヲ緩和シ所謂教育ノ機会均等ヲ図リ得ル処ニシテ、校舍其他建設費総額三十三万六千円二十一万七千二百円ヲ三ヶ年ノ継続事業トナシ、急激ニ町民ノ負担ヲ増加スルコトナク維持經營スルノ確信ヲ有スル処ニシテ之ニ由リ時局下重大産業ヲ担当スル本町住民ノ安定ヲ図リ得ルハ蓋シ明ニシテ其ノ実現ハ緊要事ト認メ本申請ニ及ビタル次第ナリ

昭和0年代の手法は、まず小学校併設の実科高女を設立する（また多くの場合、その実科高女の母体となる職業学校が存在していた）のが一般的であったが、砂川の場合、職業学校からいきなり本科高女設置に動いている点でいままでとスタイルを異にしている。本科高女設置には独立校舍が不可欠であったが、これについては町債をその財源として3年間の継続事業で行うと申請している。

これに対して文部省は以下のように通牒した上で、本科高女の設置を認めている。

4-2

昭和十六年三月十四日起案

…(中略) …

通牒案

年月日

局長

北海道庁長官宛

北海道砂川高等女学校設置ノ件

三月八日巳学第三五五号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件本日別紙ノ通認可相成タル処本校校舍建築費二一七、二〇〇円中一〇〇、〇〇〇円ハ町債ニ依リ支弁セントスルモノナルモ若シ右町債不可口ナル場合ニ於テハ一時財産処分ニ依ルカ其ノ他適當ナル方法ニ依リ予定通本校舎建築ヲ施行シ昭和十七年度中ニ必ズ移転スルモノトシテ特ニ詮議相成タル次第ニ付此ノ旨設立者ニ御示達ノ上教育上支障無之様充分御配慮相成度依命此段通牒ス

独立校舎を本科高女設立の条件とした場合、厳密を期すのであれば、校舎竣工後に開校を認めるということになるが、ここでは確実に校舎が完成されることを条件に、新校舎竣工前に開校を認めている点、換言すると見切り発車を容認したことが注目される。

## (2) 設置者変更

1945（昭和20）年3月に、北海道庁はこの砂川高等女学校、および岩内中学校、伊達中学校の3校の庁立移管を文部省に申し出ている。以下が移管申請と砂川町からの移管に伴う寄附に関する書類である。

4-3

西学四五八号

昭和二十年三月十五日

北海道庁長官 坂千秋

文部大臣 伯爵 児玉秀雄殿

北海道砂川高等女学校外二校費用負担者及名称変更ニ関スル件  
管下空知郡砂川町立砂川高等女学校外二校ノ費用負担者ヲ昭和二十年三月三十一日ヨリ北海道地方費ニ変更シ其ノ名称ヲ左ノ通改称致度候条御認可相成度別紙調書相添ヘ右申請候也

追テ本件ハ現費用負担者ト連署申請スベキ儀ニハ候ヘ共便宜移管ニ関スル当該町会議決書謄本ヲ以テ之ニ代ヘ候条了解ノ上特別ノ御詮議相成度申添候

記

現在		変更後	
費用負担者	校名	費用負担者	校名
空知郡砂川町	北海道砂川高等女学校	北海道地方費	北海道庁立砂川高等女学校
有珠郡伊達町	北海道伊達中学校	同	北海道庁立伊達中学校
岩内郡岩内町	北海道岩内中学校	同	北海道庁立岩内中学校

調書

一、理由

北海道砂川高等女学校ハ昭和十三年三月職業学校規程ニ依リ高等家政女学校トシテ設置認可セラレ其ノ後昭和十六年四月ヨリ高等女学校ニ変更シ現在ニ至リタル処其ノ入学志願者ノ状況及本道庁立高等女学校分布ノ状況等ヨリ考慮シ昭和二十年 月ヨリ北海道地方費ニ移管シ一層斯教育ノ進展ヲ期サントス

…(中略) …

町立砂川高等女学校地方費移管ニ伴ヒ寄附ヲ為スノ件

北海道砂川高等女学校ヲ北海道庁立ニ移管セラルルニ於テハ左ノ通北海道地方費ニ寄附スルモノトス

記

- 一、校地校舎其ノ他設備ノ一切
- 一、昭和二十年度分経費
- 一、其ノ他特ニ北海道庁長官ガ指定スルモノ

昭和二十年二月二十六日 提出

昭和二十年二月二十六日 議決

右臚本也

空知郡砂川町長 佐藤伊久馬

寄附条件の「道庁長官ガ指定スルモノ」の解釈が難しいが、經常費負担が1年間となっているなど全体として従来の寄附条件より緩和されているとみてよいであろう。

なお同時に費用負担者変更された岩内中学校及び伊達中学校の移管理由や寄附条件はまったく同じである。

5. 富良野中学校 (3A10-11-1715)

(1) 町立中学校の設立

すでに実家高女を設置して最終的に庁立高等女学校を獲得していた富良野町は、昭和10年代になると今度は中学校設置を目指すようになる。

5-1

巳学第三四号

昭和十六年一月十一日

北海道庁長官 戸塚九一郎

文部大臣 橋田邦彦殿

北海道富良野中学校設置ノ件認可申請

管下空知郡富良野町長ヨリ 北海道富良野中学校設置ノ義別紙ノ通申請有之調査候処理由書記載ノ通計画適当ニシテ実行確實ト被認小学校教育上支障ヲ及ボスコトナク 中学校分布上不適当ト認メムルモノナク隣接滝川中学校ニ志願者募集人員ノ三倍ヲ突破シツツアリ 之ガ経営上ニモ支障ナキモト被認候条御詮議相成候様致度 右副申候也

追テ經常費寄附ニ付テハ人物経歴等ニ稽ヘ確實ト被認モ万一ノ場合ニ対スル町財政ニ付テモ予メ調査済ニ付為念申添候

富総第八〇号

昭和十五年十二月二日

北海道空知郡富良野町町長 松崎品次郎

文部大臣 橋田邦彦殿

中学校設置認可申請

中学校令第四条ニ依リ北海道富良野中学校設置致度候条御認可相成度関係書類相添此段及申請候也

…(中略) …

一、理由書

富良野町ハ本道ノ中央ニ位置シ明治三十年初メテ農業家ノ移住ヲ見タルヲ以テ開発ノ嚆矢ト為ス

爾来年ヲ閱スルコト四十有余年此ノ間町勢駸々トシテ発展ノ一途ヲ辿リ自然的天恵ト交通ノ至便トハ頓ニ輓近目覚シキ進展ヲ示シテ今ヤ戸数二千六百戸人口一万六千人ヲ算シ上川支庁管内及空知支庁管内ノ一部ヲ包擁スルニ町八箇村ノ枢軸トシテ交通産業経済商

工業ノ要衝トナレリ 從テ年歳小学校ヲ卒業スル者尋常科二百人高等科百四十人ヲ降ラズ今後益々増加ノ趨勢ニアリ之ニ近接町村ノ卒業児童数ヲ合算スレバ別紙調書ノ如ク実ニ尋常科千四百人高等科九百余人ノ夥シキ計數ニ達スルノ実情ニアリ

而モ時勢ノ進運八年ト共ニ一般町民ノ子弟教育ニ對スル関心ヲ深カラシメ競フテ中等教育ヲ授ケシメントスルノ觀念甚ダ旺盛ニ趣キタルヲ以テ曩ニ町立ヲ以テ富良野高等女学校ヲ設置シ富良野沿線唯一ノ女子教育機關トシテ之ガ經營ヲ持續中ノ処昭和八年ニ至リ北海道庁立ニ移管セラレ茲ニ於テ僅カニ女子教育施設ノミ漸ク整備セラレタルニ過ギズ多数国家ノ中堅タリ得ベキ男子々弟ノ教育機關ハ之ニ伴ハズ跛行的不幸ノ状態ニ多年放任セラレアリテ本町民ノミナラズ本町ヲ中心トシテ圍繞スル近接關係町村民ノ洵ニ遺憾トスル処ニシテ之ガ急速實現ヲ希求スル與論澎湃トシテ抬頭シ熱烈ニ強調セラルル有様ニアリ

…(中略) …

本町ハ北海道庁ニ於ケル全道中学校網中ニ恰適ノ地トシテ選定セラレアリ依テ屢々男子中等学校ノ設置ヲ要望シ其ノ筋ニ陳情請願スルコト既ニ久シキニ及ブモ未ダ實現ヲ見ルニ至ラズ当地方民ノ遺憾此ノ上ナク急速ニ之ガ設置ヲ待望シテ止マザル次第ナリ

今本町ニ中学校設置ノ緊要ナル諸点ヲ列挙スレバ次ノ如シ

(一) …男女教育施設ノ跛行的現状ヲ是正シ之ガ平衡ヲ図リ以テ地方ノ發展ニ寄与スルハ蓋シ当地方最大焦眉ノ急務ナリトス

(二) 本町中学校設置ナキ為メ町民中ニハ子弟ノ成長ニ伴ヒ教育ノ目的ヲ以テ他都市ニ転住スル者年次其ノ數ヲ増加シ町民ノ永住觀念ヲ希薄ナラシメツツアルト共ニ他面本町ヘノ來住ヲ嫌忌躊躇スルノ状態ニアリ如斯ハ町勢ノ進展ヲ沮害シ誠ニ憂慮ニ堪ヘザル現状ニアリ

…(中略) …

(五) 本町ハ其ノ位置上川支庁南部ノ中樞ニ位シ交通ノ要衝ヲ占ムル關係上汽車通学ノ利便大ニシテ本町内ハ勿論前項記述ノ各町村ヨリハ一時間以内最遠ノ地ト雖モ一時間半ニテ通学シ得ル実情ニシテ現ニ庁立富良野高等女学校ニハ沿線町村ヨリ多数ノ汽車通学者ヲ就学セシメツツアリ

以上ノ諸点ニ基ツキ中学校設置問題ハ本町町民及關係町村民ノ多年ニ亘リ翹望セシ処ニシテ之ニ永年苦惱ヲ重ネツツアリシ入学難ノ不幸ヲ緩和シ安ンジテ多数有為ノ人材ヲ養成シ地方文化ノ進展ニ寄与セシメ以テ時局下国運ノ隆昌ニ貢獻セントスル熱意ニ外ナラズ茲ニ於テ徒ラニ庁立中学校ノ設置ヲ望ミ荏苒年月ヲ空シクスルノ秋ニ非ラザルヲ以テ町民ノ甚大ナル犠牲ヲモ省ミズ敢テ町立中学校ヲ設置シ多年ノ懸案ヲ解決シ民心ノ安定ヲ計ラントスル所以ナリ 尚中学校ヲ選定シタル理由ハ永山村及帯広市等ニハ各農業学校ノ設立アルヲ以テ本町ニハ一般子弟ノ就学ヲ考慮シタルニ依ルモノニシテ詳細ハ学則ニ於テ当地方最適ノ学科目ヲ増課セントスル計画ナリ

なお、計画によると校舎建設は、1941（昭和16）年度から1943（昭和18）年度までの三ヶ年の継続事業とし、新校舎が竣工する1941年11月末までは富良野尋常高等小学校の一部を仮校舎とするとしている。厳密に言えば一種のフライイングであるが、文部省はこ

の申請を以下のような条件付きで認めている。

5 - 2

昭和十六年一月十五日起案

…(中略) …

案ノ四

年月日 局長

北海道庁長官宛

公立中学校設置ニ関スル件

昭和十六年一月十一日巳学第三四号ヲ以テ御進達相成タル北海道富良野中学校設置ノ件  
本日別途認可相成タル処右ハ予定計画ノ通校舎ヲ新築シ且ツ之ニ伴フ設備モ充実スルヤ  
ウ嚴重御監督相成度

文部省も漸進的な整備を追認していたことになる。また道庁副申から文部省の認可までが非常に短期間であったのに対し、富良野町の申請から道庁副申までの期間が比較的長いことから、申請書の精査が道庁段階で行われていたことが推測される。

## (2) 設置者変更

申請によれば富良野中学校の校舎完成年度は1943（昭和18）年度であったが、これを待たずに中学校は道庁に移管されることになった。

5 - 3

未学第四号

昭和十八年二月二十二日

北海道庁長官 坂千秋

文部大臣 橋田邦彦殿

北海道富良野中学校費用負担者及名称変更ノ件

管下空知郡富良野町立北海道富良野中学校ヲ昭和十八年四月一日ヨリ其ノ費用負担者ヲ  
北海道地方費ニ変更シ名称ヲ北海道庁立富良野中学校ト改称致度候条御認可相成度別紙  
調書相添ヘ右申請候也

追テ本件ハ現費用負担者ト連署申請スベキモノトハ存ゼラレ候ヘ共便宜現設立  
者ヨリ提出ノ移管申請議決書謄本ヲ以テ之ニ代ヘ候条右御了解ノ上特別ノ御詮  
議相成度申添候

…(中略) …

調書

一、変更理由

富良野中学校ハ昭和十六年度同町立ヲ以テ設立セラレタルモノナルガ其ノ入学志願者ノ状況本道ニ於ケル庁立中学校分布ノ状況ニ鑑ミ地方費移管ノ要望切ナルモノアリ仍テ昭和十八年度ヨリ之ヲ庁立ニ移管シ一層同地方中等教育ノ進展ヲ期サントス

二、名称

新名称 北海道庁立富良野中学校

現在名称 北海道富良野中学校

…(中略) …

七、経費及維持ノ方法

移管後ハ一般地方費ヲ以テ之ヲ負担維持

…(中略) …

一〇、授業料等

区分	現在	移管後	備考
授業料	四, 五〇	四, 五〇	変更ナシ
入学料	三, 〇〇	三, 〇〇	
入学検定手数料	三, 五〇	三, 五〇	

一一、校地及校舎

校地校舎及内部設備等ノ一切ヲ町ヨリ地方費ニ寄附スルモノニシテ左ノ通りナリ

校地

空知郡富良野町下富良野一九〇九番地ノ一

面積 一五, 〇〇〇坪

校舎

木造二階建 延一二二九坪

別紙図面ノ通

内部設備

別紙備品目録ノ如シ

この簿冊には寄附願書がなく、単に移管申請を行うという町会議決書が添付されているだけである。したがって道庁が富良野町にどのような条件を示したのか（あるいは何も示さなかったのか）は判然としない。道庁から文部省への申請書には「経費及維持ノ方法」として単に「移管後ハ一般地方費ヲ以テ之ヲ負担維持」とある。



6. 砂川中学校 (3A10-11-1716)

(1) 町立中学校の設立

砂川は庁立高等女学校の設立に成功した後直ちに中学校設置に動いている。富良野の場合と合わせると、高等女学校をまず設立し、次に中学校を設置するという整備手法が当時一般的だった可能性が考えられる。

6-1

午学第六九号

昭和十七年一月一九日

北海道庁長官 戸塚九一郎

文部大臣 橋田邦彦殿

北海道砂川中学校設置ノ件

管下空知郡砂川町ヨリ標記ノ件ニ関シ別紙ノ通申請有之候処右ハ理由書記載ノ如ク同町ハ現在人口四万五千人ヲ擁シ近年鉱業界ノ著シキ発展ニ加ヘテ硫安工場、火力発電会社、住友化学等各種大会社ノ設立ヲ見町勢益々発展ノ一途ヲ辿リ現在高等女学校一校ヲ有スルモ男子中等教育機関ナカリシ処今回町立ヲ以テ中学校ヲ新設シ同地方多年ノ要望ニ応ヘントスルモノニ有之本道男子中等教育ノ為適切ナル施設ト認メラレ候条御詮議相成度右進達候也

砂教第三〇一号

中学校設置認可申請

中学校令第四条ニ依リ砂川町立中学校設置致度候条御認可相成度関係書類相添此段及申請候也

昭和十六年十二月二十八日

北海道空知郡砂川町長 佐藤伊久馬

文部大臣 橋田邦彦殿

…(中略) …

理由書

本町ハ開基既ニ五十二年ヲ閲シ此ノ間主要産業タル農業、林業、鉱業、畜産及石炭鉱業ノ隆昌ヲ共ニ町勢逐次発展シ殊ニ事変以来生産拡充ノ基本産業タル鉱業界ノ飛躍的増産実施ヲ中心トシテ東洋高压工業株式会社ノ硫安製造石狩火力発電株式会社、住友化学等ノ化学工場ノ新設三井及住友炭鉱ノ拡充、三井物産ノ製材及ビ大日本電力株式会社ノ事業等著シク活発ヲ加ヘ戸口頓ニ増加シ今ヤ戸数八千五百人口四万五千ヲ算シ尚今後益々増加ノ趨勢ニ在リ

由来町勢進展ト其ノ指導ニ関シテハ常ニ各般ニ互リ著々努力シ来レル処ナリト雖モ就中時勢ノ進運ト本町ノ発展性ニ鑑ミ真ニ住民ノ安定ト人的資源ノ確保ヲ期シ愈々産業振興ノ基礎確立センガ為メ子弟ニ対スル教育機関ヲ完備セシムルノ緊要ナリトスル見地ヨリ国民学校及青年学校ノ整備強化ヲ為シ昭和十三年高等家政女学校ヲ設置シ昭和十六年之レヲ高等女学校ニ昇格セシメ茲ニ中学校ヲ設置シ以テ町勢悠遠ノ礎石ヲ得ントスル次第ナリ

…(中略) …

今本校設置ノ緊要ナル諸点ヲ挙ゲンニ

一、前記ノ通り諸工業ノ振興ニ伴ヒ中学生ヲ有スル中堅従業員ノ本町転入者多数ニ及ブモ其ノ施設ナキ為メ本町ヘノ来住ヲ躊躇シ単身赴任シ永住觀念ヲ希薄ナラシメ一面子弟ノ中学入学期ニ至ラバ他都市ニ転住ヲ企ツル実情ニシテ産業進展上且又町政上誠ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ

二、砂川駅ヲ分岐点トスル字上砂川ノ如キ約二万人ノ人口ヲ有シ入学希望生徒数八十八名ヲ数ヘルニ汽車通学ノ為メ遅クモ四時起床夕八六時ニ辛シテ帰宅スルノ窮状ニアリ…

三、最近ノ調査ニ依ル本町内ニ於ケル中学校入学志願者既ニ三百四名ニ達シ戸口ノ激増ト共ニ将来益々増加ヲ予想セラルルニ拘ラズ従来本町ニ中学校ノ設置ナキ為他地方ノ中学校ニ入学スル者僅カニ四十九名内外ニ過ギズ多数ノ子弟ハ殆ド入学ノ機会ヲ失ヒツツアル悲惨ナル状況ニアリ

四、然ルニ本校設置ノ上ハ町内各方面ヨリ主トシテ徒歩通学可能ナルモ冬期汽車ニ依ル場合ト雖モ僅カニ十分間程度ニテ通学出来得ルヲ以テ殆ンド町内全般ノ入学志願者ヲ收容シ得ルモノトス

以上ノ諸点ヲ考察スル時中学校設置問題ハ実ニ本町民福利ノ為ニモ将又当地方ニ最モ緊要ナル産業戦線ノ人的資源確保並ニ誘致上ヨリ見ルモ既ニ研究ノ域ヲ脱シ一意他都市ニ遜色ナキ町立中学校ノ実現ヲ期セサルヘカラズ…(中略)…当地方ノ教育産業振興上欠クベカラザル施設トシテ多年ノ宿望ヲ達センガ為ニハ經常費負担ノ如キハ当町之ヲ甘受スルハ勿論ニシテ将来ト雖モ別表収支予算書ニ示ス如ク町民ノ負担著シク増加スルコトナク維持経営シ得ルノ確信ヲ有スル次第ナリ

文面から高等女学校の理由書を下敷きにしていることはほぼ間違いないといえよう。また文部省起案文書の備考には初年度は校舍完成まで「旧砂川高等女学校校舍」を用いるとあるが、実際にはここは「砂川国民学校ニ隣接」する高女の仮校舍であった。高女の新校舍が完成したため、次に中学校の仮校舍としてあてがったということである。砂川町にとって、高女と中学校の設立は連続事業であったといえる。

また道庁の副申文書が非常に支持的であることも特徴的である。

## (2) 設置者変更

砂川中学校の最終目標も庁立移管であった。終戦翌年、まだ旧学制の下で本別中学校とともに費用負担者変更が申請されている。

6-2

戊学第一二二号

昭和二十一年三月十五日

北海道庁長官 留岡幸男

文部大臣 阿倍能成殿

北海道砂川中学校外一校費用負担者及名称変更ニ関スル件

管下空知郡砂川町立中学校及本別町立中学校ヲ昭和二十一年三月三十一日ヨリ其ノ費用負担者及名称ヲ左ノ通変更致度候条御認可相成度別紙関係書類ヲ具シ右申請候也

…(中略) …

一、理由

北海道砂川中学校及北海道本別中学校ハ共ニ昭和十七年度ニ於テ町立ヲ以テ設置セラレタルモノナルガ其ノ入学志願者ハ単ニ当該設立町村ノ子弟ノミナラズ広ク附近町村ノ子弟ヲ収容シ之ヲ一町村ノ設立ニ委スルハ当該町村ノ財政上ノ負担ノ点ヨリ且ハ当庁立中学校分布ノ状況等ヨリ之ヲ当庁立ニ移管シ以テ一層当該地方ニ於ケル斯教育ノ進展充実に期サントスルモノナリ

…(中略) …

八、移管後ハ一般地方費予算ヲ以テ維持経営ス

一切の寄附、経常費の負担など戦間期の高圧的といってもよい道庁の寄附受け容れ条件はここではほとんど見られなくなっている。町立施設が他町村の生徒を受け容れることから生じる公教育制度上の齟齬を解消する、というきわめてシンプルな移管理由が残ることになる。